

平成23年度第2回木津川市事業仕分け

日時：平成23年10月16日（日）13：30～16：45

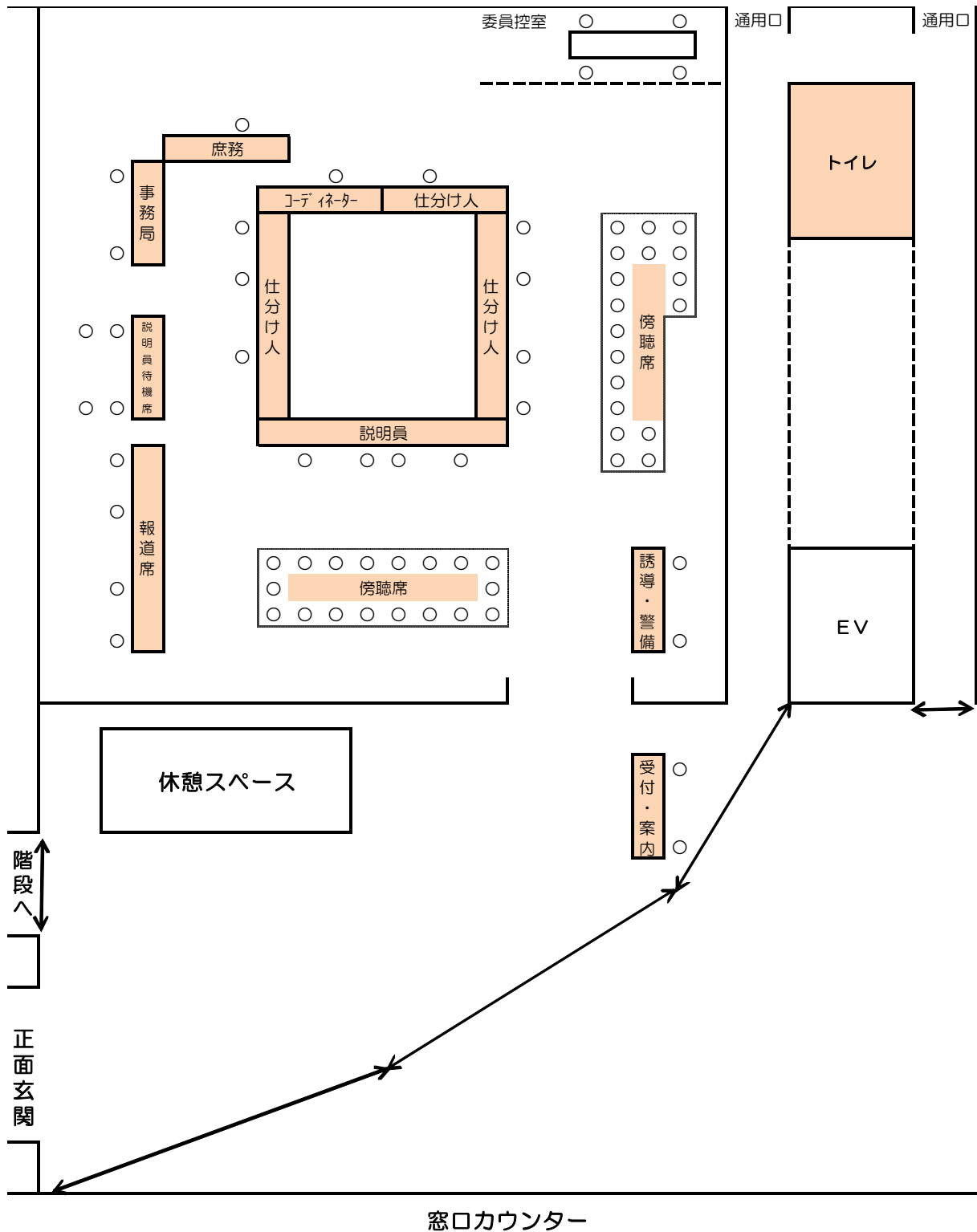
会場：木津川市役所1階住民活動スペース

委員会の傍聴を希望される方は、次のことにご注意ください。

- 1 傍聴希望者は、委員会が指定する場所で「傍聴人受付簿」に必要事項を記入し、木津川市職員の指示に従ってください。
- 2 傍聴席は50席用意しています（当日先着順）。
傍聴席の指定はありません。
- 3 会議中は静かに傍聴してください。会場への出入りは自由となっておりますが、会議の妨げにならないようお願いします。
- 4 次の事項のいずれかに該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ステッカーの類を着用し又は携帯している者
 - ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
 - 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - 酒気を帯びていると認められる者
 - その他、会議を妨害するおそれがあると認められる者
- 5 傍聴席では、次のことを必ずお守りください。
お守りいただけない場合は、退席していただく場合があります。
 - 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
 - 私語、談笑等会議の妨げになるような行為をしないこと
 - 携帯電話は電源を切るかマナーモードにすること
 - 飲食又は喫煙をしないこと
 - 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
 - その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと
- 6 会議中における議長長の注意や制止などの指示に従わないときは、退場していただきます。
- 7 会議の傍聴に関しては、すべて木津川市職員の指示に従っていただきます。

※ 今後の取組みの参考とさせていただきますので、受付時にお渡ししたアンケート用紙にご意見・ご感想をご記入いただき、お帰りの際には回収箱へ投函願います。

◎会場レイアウト図



◎事業仕分けスケジュール

NO	予定時間	事業名	担当課	該当ページ
1	13:40~14:20	加茂文化センター管理運営事業	社会教育課	9
2	14:25~15:05	プラネタリウム館運営事業	社会教育課	29
	15:05~15:15	休 憩		
3	15:15~15:55	教育振興事業(修学旅行費補助金)	学校教育課	43
4	16:00~16:40	道路照明灯整備事業(防犯灯)	総務課危機管理室	53

※ 審議の進捗状況により、時間が前後する場合があります。

◎対象事業の選定方法

職員提案のあった事業を内部選定基準により庁内行財政改革推進本部で絞り込み、行財政改革推進委員会で決定しました。

【内部選定基準】

- ①人件費、内部調整事務費や法定受託事務費等を対象外とした事業
- ②人件費を除く事業費が100万円以上の事業
- ③事業の実施について、市の裁量の余地がある事業
- ④外部の視点から意見を聴く必要のあると思われる事業

木津川市行財政改革推進委員会委員名簿

(敬称略)

役職	委員氏名	所属等
会 長	さわ い まさる 澤 井 勝	奈良女子大学名誉教授
副会長	にい かわ たつ ろう 新 川 達 郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授
	たけ だ ひで と 竹 田 秀 人	(株)南都銀行公務部公務グループ グループ長
	やま おか ナ オ ミ 山 岡 ナ オ ミ	税理士
	やま くち とよ ひろ 山 口 豊 博	特定社会保険労務士、経営士
	よし の さとる 芳 野 智	ロート製薬(株)リサーチビレッジ京都 所長
	かさ い やす ひろ 笠 井 康 弘	公募委員
	し みず たつ お 清 水 達 雄	公募委員
	すぎ もと まさ とし 杉 本 正 利	公募委員

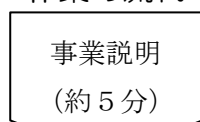
事業仕分け実施要領

木津川市行財政改革推進委員会が実施しようとする事業仕分けは、木津川市が行っている行政サービスなどについて、施策そのものの必要性や仕事の進め方を議論し、現状における問題点や今後のあり方を考えていくためのものです。

指摘事項や結果については、今後の政策形成等への活用を図るため、市長に提言します。

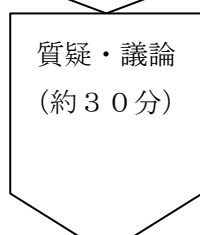
- 1 対象事業数 4事業程度（委員会開催1回あたり）
- 2 作業参加者
 - ・行財政改革推進委員会委員
（コーディネーター【会長】・仕分け人【委員】）
 - ・事業説明者

3 作業の流れ



市職員が、事業の要点や事業概要について説明する。

- 事業の目的、事業内容（目標、期限等）、進捗、課題など



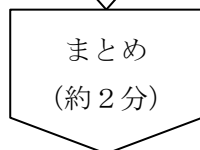
仕分け人から説明者（市職員）に対して質問。その後、仕分け人同士で議論。

- 目的の是非、達成手段としての妥当性、事業の効果・効率性、実施主体の適否など



仕分け人が、各自「仕分け作業シート」に記入

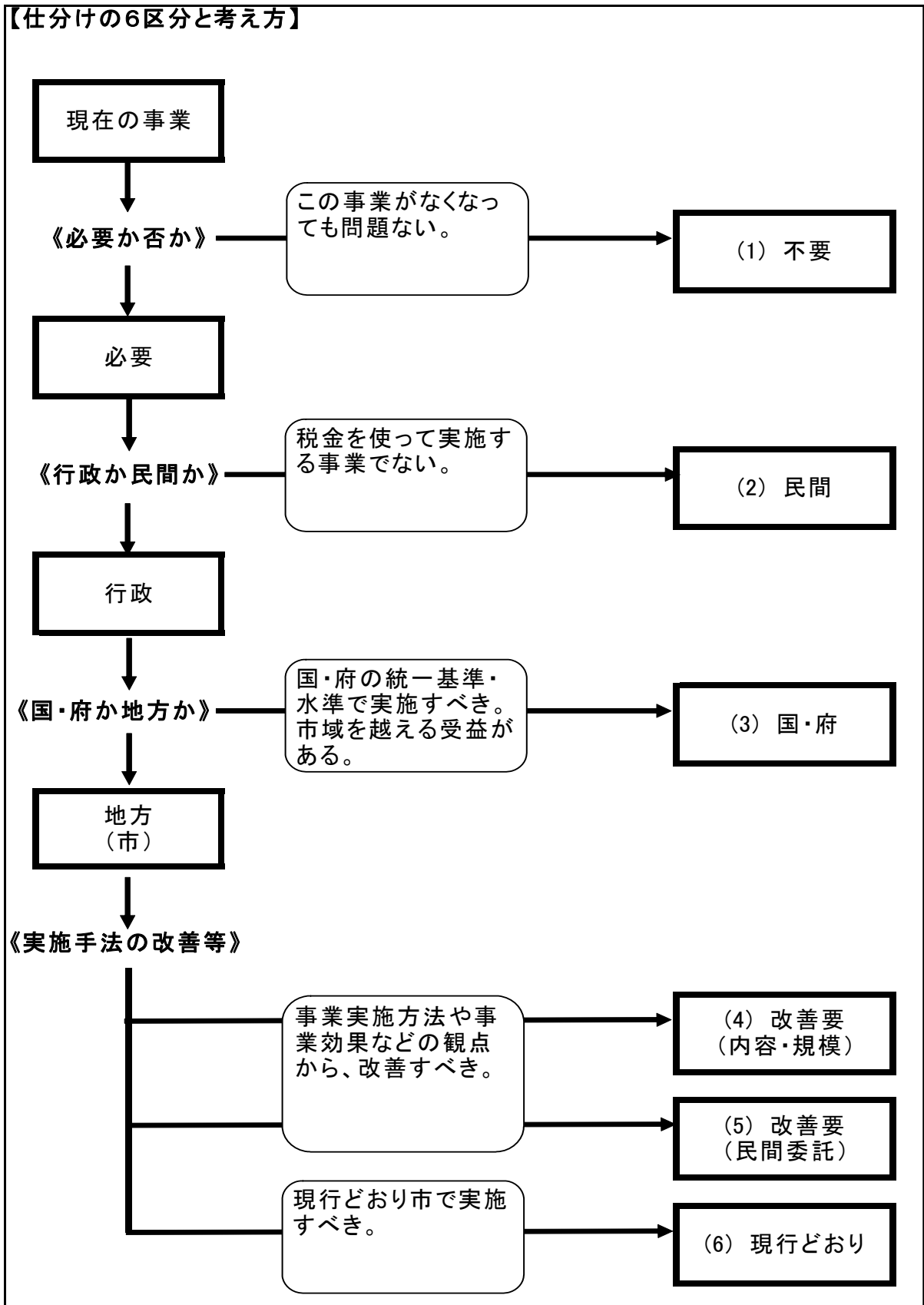
- 仕分け6区分から1つを選択。
- 国や府の規制等によって現実的には実施主体の変更ができない事業であっても、そもそも論で結論を出す。
- 「理由」の選択（複数可）、理由や改善点の詳細などコメントを記入。
- (2)民間 または (5)市実施（民間委託）を選択した場合は地域事業組成についても記入。



「仕分け」の結果について挙手による多数決。

- 仕分け人から一言コメント
- コーディネーターが結果を総括

4 仕分けの区分 事業そのものの要・不要や仕事のやり方を議論・評価することにより、次の6区分に仕分けます。



【仕分け作業シート】

事業名		市事業費 (単位:千円)		内、一般財源		記入者	
事業仕分け	仕分け	理由(複数選択可)			理由補足、助言詳細		
	(1) 不要(自治体としても民間事業としても)	① 実施する妥当性がない ④ 他の事業と重複している	② 目的の達成手段として不適当 ⑤ 段階的に廃止すべき	③ 効果がない、あるいは薄い ⑥ その他			
	(2) 民間(NPO、地域団体も含む)	① 行政の役割終了 ④ その他	② 民間を圧迫または競合	③ 民間の方が効果的・効率的			
	(3) 国・府	① 本来国又は府の業務 ④ その他	② 国又は府が実施する方が効果的・効率的	③ 市で対応することが難しい			
	(4) 市実施(改善)	① 利用者ニーズの再把握が必要(長期化等) ④ 事業規模の拡大が必要 ⑦ 補助額、あるいは補助率を引き下げるべき ⑩ 利用料を引き上げるべき	② 事業内容の抜本的な見直しが必要 ⑤ 業務処理の効率化を図るべき ⑧ 補助額、あるいは補助率を引き上げるべき ⑪ 利用料を引き下げるべき	③ 事業規模の縮小が必要(規模過大) ⑥ 財源確保の努力をすべき(広告収入等) ⑨ 数値目標や終期設定が必要 ⑫ その他			
	(5) 市実施(民間委託)	① 民間委託を実施すべき ④ その他	② 民間委託の対象を拡大すべき	③ 民間の委託先を変更すべき			
	(6) 市実施 現行どおり	① 現行どおり進めることが望ましい (事業内容、事業規模、事業手法)					
地域事業組成	地域事業組成	民営化、委託の相手	主体選定の条件		助言詳細		
	(2) 民間(NPO、地域団体も含む) を選んだ場合	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人など (c) 地域団体(自治会、老人会、子供会など) (d) その他()	① 公設民営 ※施設等は公共が保有し、民間に運営を委託。 ② 民設民営 ※施設等を民間に移譲し、民間がすべて運営。				
	(5) 市実施(民間委託) を選んだ場合	(a) 民間企業 (b) 社会福祉法人、NPO法人など (c) 地域団体(自治会、老人会、子供会など) (d) その他()	① 協働型委託 ※民間提案も踏まえ、民間自主事業とあわせて協働で事業実施。 ② 指定管理者制度 ※市が指定した民間が公の施設を管理・運営。 ③ 専門技能活用型部分委託 ※専門技能を有する事業の一部を民間委託(点字作成、講座運営など)。				

【調査票の見方】

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】								
年度	平成23年度							
事業名	予算事業名または基本計画掲載事業名							
予算科目、事業コード	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業コード					評価責任者		
基本計画での位置付け	章	施策の主要目標	施策	主な取り組み	記入者(係)			
主な取り組み	「主な取り組み」の名称				(氏名)			
主な事業等	主な事業等				開始年度	事業の開始年度		
「第1次木津川市総合計画の施策体系」を記入しています。								
(2) Plan【計画】								
事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	事業の目的を記載しています。					
		目的(どのような状態にしたいのか)						
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)						
	各年度の手段	平成22年度	当該年度に実施する事業内容とその事業量を記載しています。					
	平成23年度							
	平成24年度							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)							
(3) Do【実施】								
コスト内訳	予算額(千円)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
		当初予算額	当初予算額	当初予算額	見込額	見込額		
	決算額(千円)	決算額	決算見込額	空欄	空欄	空欄		
	一般財源							
	国庫・府補助	決算額	決算見込額	予算額	見込額	見込額		
	その他特定財源	決算額	決算見込額	予算額	見込額	見込額		
	地方債							
	従事職員数	正職員						
		臨職等						
	人件費							
事業費合計(千円)								
特定財源の詳細(H21)	名称	補助率(負担割合)			備考			
国庫補助	補助金の名称	補助率又は『定額』						
府補助	補助金の名称	補助率又は『定額』						
その他特定財源	その他特財の名称	補助率又は『定額』						
平成22年度事業費内訳	【正職等】 年間予想実労働日数から従事人数を算出し、各年度の平均給与(H21:8,116千円、H22:8,126千円、H23~:8,070千円)をかけて算出しています。 【臨職等】 嘱託職員及び臨時職員の人数(年間1,876時間/人)を算出し、各年度の平均給与・賃金等(全年度ともに2,200千円)をかけて算出しています。							
事業を構成する主な事業とその事業量、事業費を記載しています。								
実施結果	平成22年度の実施結果を記載しています。							
(前年実績、どうなったのか)								

(4) Check【検証】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動 事業活動の結果（実施回数、対象者数など）を示す指標 単位	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f7fa;"> 設定した指標に基づく数値を記入しています。 </div>						
	コスト 単位あたりのコストを示す指標（事業費合計/活動指標） 単位							
	成果 事業の成果を示す量的指標（事業の目的に対応） 単位							
総合評価	3: 高い(良くなった) 2: 普通(変わらない) 1: 低い(好ましくない)	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果		
		継続性評価	0	0	0	達成度 3 次の区分により、担当課が自己評価し、該当する数値を記入しています。 1：当初の目標値を達成できなかった。 2：概ね当初の目標を達成できた。		
目的・対象・手段の妥当性	0	0						

(5) Action【改善】

		<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 充実
改善・改革	今後の方向性	現状のまま継続するのか、改善・拡充・縮小するのか、今後の方向性を記載しています。
	方向性の理由	今後の方向性の理由を記載しています。
	改革プラン	コストの削減、成果の向上のための取り組み内容を記載しています。

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	他団体での取り組み事例などを記載しています。
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令を記載すると共に、これまでに、事業の改善・拡充・縮小などを実施している場合、その時期と内容を記載しています。

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度	作成年月日	平成23年7月26日
	事業名	加茂文化センター管理事業	所管	社会教育課
	予算科目、事業コード	1-9-5-7-2413	評価責任者	太田課長
	基本計画での位置付け	4 3 1 1	記入者(係)	生涯学習係
	主な取り組み	生涯学習の充実と施設環境の整備	(氏名)	井上 義文
	主な事業等	6 図書館など教育・文化施設の充実	開始年度	平成5年度

(2) Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	文化センター利用者
		目的(どのような状態にしたいのか)	建物および施設設備の充実を図る。
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	建築設備及び館内機械設備の維持管理と更新。
	各年度の手段 (どの年度にどれだけ)	平成23年度	長年使用している空調施設の整備と、機械設備等の修理・更新
		平成24年度	建築設備の維持管理と設備の更新
平成25年度		建築設備の維持管理と設備の更新	
実施方法 (誰が、どのように)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:施設管理業者) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)		

(3) Do【実施】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)	36,991	15,379	16,624	20,000	20,000		予算額 22年度 14,579,000 円 21年度繰越 設計委託 1,628,000円 工事費 12,012,000 円 決算額 22年度 14,197,858 円
	決算額(千円)	18,179	26,210					
	一般財源	18,179	26,210	16,624	20,000	20,000	0	
	国庫・府補助							
	その他特定財源							
	地方債							
	従事職員数							
	正職員	0.90	0.84	0.84	0.84	0.84		
	臨職等	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4		
	人件費	7,964	7,706	7,659	7,659	7,659		
事業費合計(千円)	26,143	33,916	24,283	27,659	27,659			
内訳	特定財源の詳細(H22)	名称			補助率(負担割合)		補助額等	
	国庫補助							
	府補助							
	その他特定財源							
平成22年度 事業費内訳	細事業		事業量		事業費			
	需用費						739	
	委託料						13,378	
	賃借料						33	
	備品購入						48	
	工事請負費						12,012	
実施結果 (22年度実績、どうなったのか)		舞台設備改修工事 12,012,000円						

(4) Check【検証】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動 開館日数 単位: 日	290	290	290	290	290		
	コスト 事業費合計/開館日数 単位: 円	90,150	116,951	83,734	95,375	95,375		
	成果							
総合評価	3: 高い(良くなった) 2: 普通(変わらない) 1: 低い(好ましくない)	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果 		
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性				

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 充実
	方向性の理由	公立文教施設の整備基準に準じた建築設備及び機械設備の老朽化に伴う更新を検討
	改革プラン	建築以来18年が経過し設備器具の経年劣化が進行している 緊急性のある設備より年次計画をもって更新を進める

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令; 木津川市加茂文化センター条例、木津川市加茂文化センター条例施行規則など

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】							
プロジェクト	年度	平成23年度		作成年月日	平成23年8月9日		
	事業名	加茂文化センター運営事業		所管	社会教育課		
	予算科目、事業コード	01-09-05-07-2405		評価責任者	太田課長		
	基本計画での位置付け	4	3	1	1	記入者(係)	加茂文化センター
	主な取り組み	生涯学習の充実と施設環境の整備		(氏名)	大西 佐由里		
	主な事業等	6 図書館など教育・文化施設の充実		開始年度	平成5年度		

(2) Plan【計画】			
事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	木津川市民及び近隣市町村住民
	目的(どのような状態にしたいのか)	市民の文化活動に寄与し、生活の向上と文化芸術の普及振興を図ると同時に、住民の交流、自治活動の拠点と為す。	
	全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	コミュニティーセンターとしての機能を維持しつつ、市民の文化的利用要求に応じたサービスを可変的に提供する。なお、期間は2037年(施設減価償却期間)を目途とする。	
	各年度の手段	平成23年度	平成21年度に決定された施設利用の見直しに従って運営を行う。また、サービスの維持を前提としながら、合理的な運営を研究・実行する。(舞台の簡易使用化を実施。)
		平成24年度	平成21年度の施設利用の見直し結果を検討しつつ、利用者の視点を含めながら、一般財源で継続可能なサービスレベルを検討していく。
	平成25年度	平成24年度の検討結果に基づいたサービスレベルによる運営をすすめながら、住民の活動拠点となるよう、情報提供や支援サービスについて検討していく。	
実施方法(誰が、どのように)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者: ㈱京都舞台照明家クラブ) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 (貸付先: 一般利用者ほか)		

(3) Do【実施】									
コスト		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考 予算・決算に臨職人件費含む	
	予算額(千円)	16,656	19,194	18,851	18,851	18,851			
	決算額(千円)	14,575	17,428						
	一般財源	10,210	12,108	13,531	13,531	13,531	0		
	国庫・府補助								
	その他特定財源	4,365	5,320	5,320	5,320	5,320			
	地方債								
	従事職員数	正職員	1.30	0.80	0.80	0.80	0.80		
		臨職等	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9		
	人件費		10,551	6,501	6,456	6,456	6,456		
	事業費合計(千円)		25,126	23,929	25,307	25,307	25,307		
	特定財源の詳細(H22)	名称	補助率(負担割合)		補助額等				
	内訳	その他特定財源	文化センター使用料				2,992,596		
			文化センター備品使用料				534,046		
			舞台技術者増員料				1,517,400		
		文化センターコピーサービス料				98,680			
		関連販売手数料他				177,370			
平成22年度事業費内訳	細事業	事業量		事業費					
	文化センター運営事業費		292日		17,428千円				
実施結果(22年度実績、どうなったのか)	開館日数 292日・延べ利用者数 90,968名 ※ホール利用140日(催し物41日・練習利用等99日)公民館サークル/22団体(448日)・木津川市文化芸術団体/6団体(150日)等の活動・その他一般使用。								

(4) Check【検証】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動 開館日数 単位: 日	290	292	293	292	292		
	コスト 事業費合計/開館日数 単位: 円	86,641	81,948	86,372	86,668	86,668		
	成果 延べ利用者数 単位: 人	90,335	90,968	91,500	92,000	92,500		
総合評価	実施事業評価 3: 高い(良くなった) 2: 普通(変わらない) 1: 低い(好ましくない)	達成度	効率性	成果	評価結果 			
		2	2	2				
	継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性					
		2	2					

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 充実
	方向性の理由	施設利用の見直し結果を検討。
	改革プラン	住民の活動拠点となるよう利用者の意見等もふまえ、サービス向上のため。 平成25年度からの指定管理者制度導入についての検討を引き続き行う。

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令; 木津川市加茂文化センター条例、木津川市加茂文化センター条例施行規則など

事業概要資料

事業名：加茂文化センター管理事業

担当課：社会教育課

この事業の目的は

建物及び施設設備の充実を図る。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

文化センター建築設備及び館内機械設備の維持管理を行う。

事業の結果はどうでしたか？

これまで、年次計画により必要な改修を計画的に実施している。

その他

平成5年度の開館から18年が経過しており、施設の老朽化が激しく大規模修繕が必要となっている。

予算を何に使っていますか？（平成22年度決算額）

内 容	金 額(円)	備 考
需用費	738,705	施設各部修繕
委託料	13,377,943	樹木管理、施設管理、施設清掃及び機械警備
使用料及び賃借料	32,700	玄関フロアマットリース
備品購入費	48,510	ワイヤレスマイク購入
工事請負費	12,012,000	平成22年度繰越、舞台設備改修工事
合計	26,209,858	

事業概要資料

事業名：加茂文化センター運営事業

担当課：社会教育課

この事業の目的は

市民の文化活動に寄与し、生活の向上と文化芸術の普及振興を図ると同時に、住民の交流、自治活動の拠点と為す。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

コミュニティセンターとしての機能を維持しつつ、市民の文化的利用要求に応じたサービスを可変的に提供する。

事業の結果はどうでしたか？

前年に比べ利用者数は613名の増、稼働率は16%の減となった。

その他

木津川市社会教育課の管轄する施設の利用方法、料金体制などの統一化。

予算を何に使っていますか？（平成22年度決算額）

内 容	金 額(円)	備 考
共済費	42,581 円	雇用保険料公費負担分等
賃金	1,942,490 円	臨時職員賃金
旅費	1,100 円	職員出張旅費
需用費	8,646,443 円	消耗品、燃料費（重油、ガス）、印刷費、光熱水費（水道）
役務費	339,093 円	通信運搬（郵便代）、ピアノ調律手数料
委託料	3,057,000 円	舞台操作委託、ピアノ運搬委託
使用料及び賃借料	3,339,220 円	NHK放送受信料、駐車場借上料、監視カメラリース、印刷機リース
原材料	29,715 円	修理用木材
負担金及び交付金	30,000 円	全国及び近畿公立文化施設協会負担金
合 計	17,427,642 円	

説明資料

加茂文化センター管理運営事業

1. 開館年月日
平成5年5月8日
2. 開館状況
別紙パンフレットのとおりに
3. 職員配置状況
正職員／2名（週5日）、嘱託職員／2名（それぞれ週4日、週5日）、臨時職員／2名（週3日） ※平日は4～5名、土日は3～4名（催し開催等の状況にあわせ配置）
委託職員／主任技術員1名（月6日）、夜間管理2名 開館日隔日勤務（17:00～22:00）
4. 職員の業務内容
①文化センターの運営 予約受付、案内、鍵受け渡し、施設及び備品の準備・貸出し、使用料の精算、集計、ホール使用の見積・打合せ、舞台操作、利用者管理、委託業者発注、掲示物・案内物の管理、広報掲載
②文化センターの管理 施設の管理契約、修繕計画、備品・消耗品管理、駐車場契約、除草作業
③自主事業(現在は共催事業のみの開催) 計画、広報・チラシ・チケット・看板の作成、宣伝、チケット販売、もぎり案内等
④文化芸術団体の指導育成
⑤文化教室の運営 委託契約、年間日程調整、広報・チラシ作成、入・退会受付手続き、名簿管理、受講料管理(現金受取・銀行振替依頼書作成送付、未納者への督促、委託料集計)、発表会の計画・実施(2年に1回)
⑥ロビーコンサートに関すること 計画、出演者募集、連絡調整、宣伝、当日の準備・司会
⑦加茂少年少女合唱団に関すること 入・退団受付手続き、育成会の指導、講師との練習日や出演事業の調整、連絡、出演先との調整・連絡、合宿・出演事業引率、制服管理
⑧体育施設の受付に関すること 予約受付、社会体育係・学校との連絡調整、鍵渡し、使用料集計
⑨青少年センターの受付に関すること 予約受付、鍵渡し、使用料集計
⑩市事業・学校事業の長尺印刷の作成
⑪その他 市事業・近隣イベント等の窓口・電話による問合せ対応、市・教育委員会事業の募集受付窓口、備品借用の受付と管理、預かりチケットの販売 他

5. 文化センター館内図			
別紙パンフレットのとおりに			
6. 文化センター条例（使用料他）			
別紙1のとおりに			
7. ホールの管理			
①設備の管理について 舞台吊物点検(年4回)、照明設備点検(年1回2日)、音響設備点検(年1回2日)、照明機材・舞台周囲点検(毎月適宜)、ピアノ保守点検(年1回2日)、消防点検を実施。			
②舞台とホール利用者の管理について 舞台操作等管理業務担当嘱託職員1名(週5日勤務)と委託業者技術員1名(月6日勤務)を配置。嘱託職員はホール使用主催者との打合せの際に、使用内容を確認し使用日当日の注意を行う。又、委託技術員とともに使用内容に応じた操作安全上必要な技師人数を決定し、増員発注を行っている。嘱託職員は当日の舞台操作技師として舞台に入り、舞台使用中の管理と、使用前後に舞台・客席の点検を行っている。また委託技術員は、毎月照明機材や舞台周囲の点検を行っている。			
8. 主なホールや研修室の利用内容			
<u>ホール(500席)</u> 式典、講演会、研修会、発表会等、コンサート等で多目的に利用 <例年使用団体> 市・教委主催…敬老会、戦没者追悼式、生涯学習フェスティバル、生きがい大学、人権フェスティバル、市人権教育研究会、市道徳教育研究会、泉川中学校 その他…社協ふれあいひろば、みかのはら幼稚園、木津川市音楽芸術協会、相楽合唱祭、加茂ウインドオーケストラ定期演奏会			
<u>全研修室(定員90名)</u> 主に会議や研修会、講演会等に利用 <例年使用団体> 民協定例会、老人クラブ、人権相談、土地改良区、商工会、モラロジー、議会報告会、社協元気デー等 ※間仕切りを使用して小・中部屋に分割し10名～40名程度での使用もある			
9. 利用者数（年間）の推移			
別紙2のとおりに			
10. 使用料収入（年間）年間の推移			
年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
使用料	1,457,675円	1,622,881円	2,992,596円
備品使用料	639,217円	727,102円	534,046円
合計	2,096,892円	2,349,983円	3,526,642円

11. 施設の利用案内及び啓発方法
施設案内パンフレット、料金表を窓口に常設。催しや文化教室の案内は市広報紙面とチラシ・ポスターを館内に掲示、近隣施設への配置依頼にて実施。
12. 利用者アンケートの実施状況
これまで、社会教育課全施設を対象とした利用者アンケートを実施したが、加茂文化センターだけを対象としたアンケートは実施していない。利用者の利便性を高めるため、今後アンケートを実施する予定。
13. 駐車場の状況
文化センター用駐車場は、108 台の駐車枠に対し、市コミュニティバス駐車用に常時 8 台分を確保されている為、99 台の利用が可能。加茂支所前駐車場(35 台駐車可) とともに、加茂支所と加茂図書館の利用者も駐車している。加茂支所前駐車場は建物に近い利便性から文化センターの利用者も駐車し、平日の昼間は通常の利用者で支所前が先にほぼ満車となり、次に文化センター駐車場に流れていく。文化センター施設利用状況により変化するが平日は平均的に 40～50 台くらい駐車されている。又、100 名ほどの集会がある時や利用団体が多い日は満車になることもある。文化センターホールの催しで使用される場合は、主催者に駐車場係を適正人数配置するように指導し、駐車場の絶対的な確保ができないことを伝え、電車の利用や乗り合わせをお願いしている。
14. 施設の今後の方向性
平成 25 年度より指定管理者制度を導入予定。
15. 自主事業の実施状況
速水けんたろうファミリーコンサート及び幅広い年代を対象とした映画上映等を実施
16. 文化教室の実施状況
別紙 3 のとおり
17. 施設における今後の課題
障害者の方にも、もっと気軽に利用してもらえようセンター内各部屋等のバリアフリー化を積極的に図るとともに、施設管理を委託している業者の建物診断から、開館から 18 年が経過し老朽化による消耗や損傷、劣化が多く指摘されている為、早急に改修計画をたて、順次施工していくことが必要と思われる。

木津川市 加茂文化センター



館内施設のご案内

木津川市 加茂文化センター（あじさいホール）

〒619-1127 京都府木津川市加茂町里南古田 156 番地

TEL 0774-76-4611 ・ Fax 0774-76-7593

休館日／月曜日・祝日の翌日

（月曜日が祝日の場合は翌日と翌々日が休館、年末年始 12月28日～1月4日）

受付時間／8:30～17:00 施設利用時間／9:00～22:00

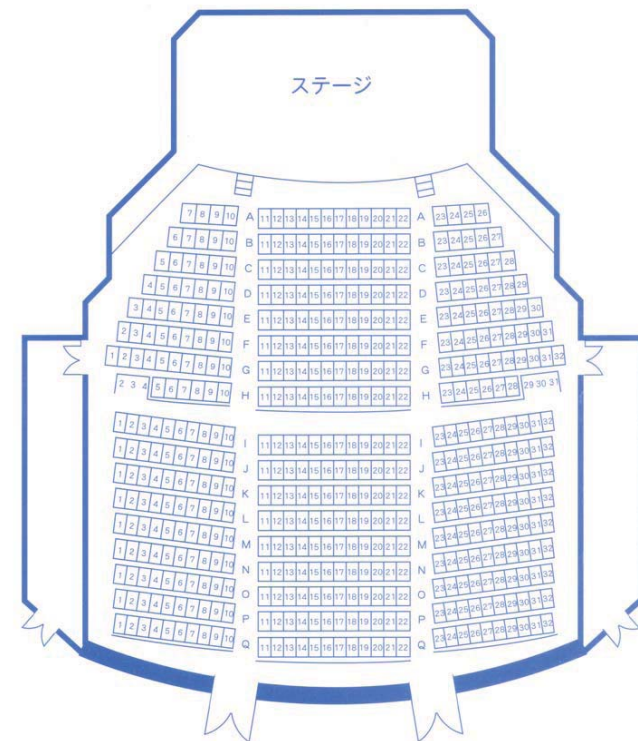
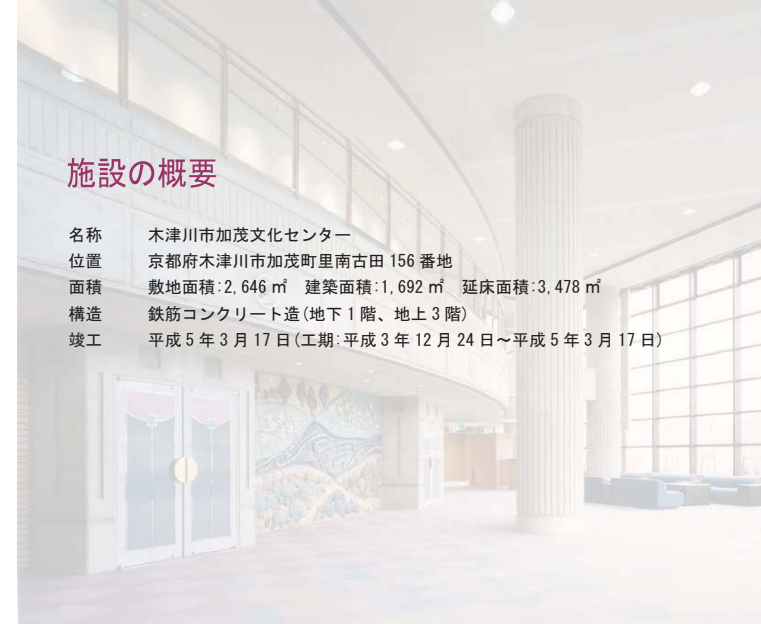


駐車場 100 台

（市役所支所・図書館利用者と共同利用につき、できるだけ公共機関をご利用ください）

施設の概要

名称	木津川市加茂文化センター
位置	京都府木津川市加茂町里南古田 156 番地
面積	敷地面積: 2,646 m ² 建築面積: 1,692 m ² 延床面積: 3,478 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 (地下1階、地上3階)
竣工	平成5年3月17日 (工期: 平成3年12月24日～平成5年3月17日)



3階 趣味や特技を磨く目的別活動室の学びのフロア



音楽室 ミニコンサートや、楽器、声楽などの音楽練習に適しています。
 収容定員 70人(仮設ステージ ピアノ有 音響ミキサー室有 131.2㎡)

創作室 書道・絵画等の芸術創作室です。
 収容定員 25人(コンクリート床 水道設備 46.8㎡)

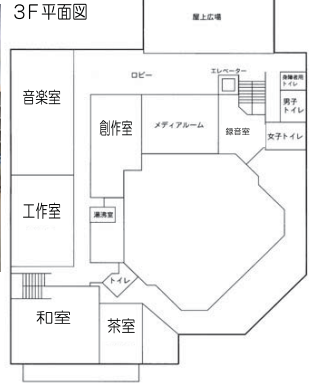
工作室 木工・金工・リサイクル等の工作室です。
 収容定員 25人(コンクリート床 水道設備 電動工具設備 52.0㎡)

和室 ミニステージ付、30畳の広間です。
 収容人数 人(両面廊下付 長座卓 20有 65.1㎡)

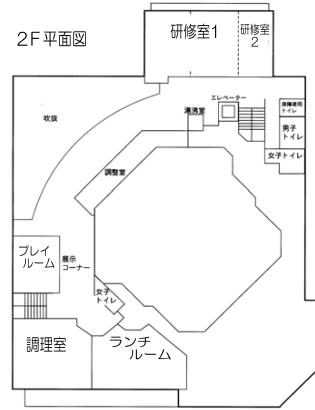
茶室 小庭園のある11畳(控室3畳合)のお茶室です。
 収容人数 人(水屋・床の間設備、炉釜設備 14.9㎡)

録音室 収容定員 10人(録音編集等 28.5㎡)

メディアルーム 収容定員 20人(※文化教室専用 71.9㎡)



2階 研修室とランチルームを結ぶギャラリーフロア



研修室 研究会や講演会、会議での利用の他、室内の可動間仕切りを設置すれば個展などの作品展示に利用できます。間仕切りで分離して3部屋にすることも可能です。
 収容定員 90人(間仕切り設置で70人収容の研修室1と20人収容の研修室2、126.6㎡)

調理室 調理器具一式設備。調理後、隣接のランチルームを使えばゆっくり食事ができます。
 収容定員 30人(調理実習台6、ガスレンジ台・ガスオープン設備 68.3㎡)

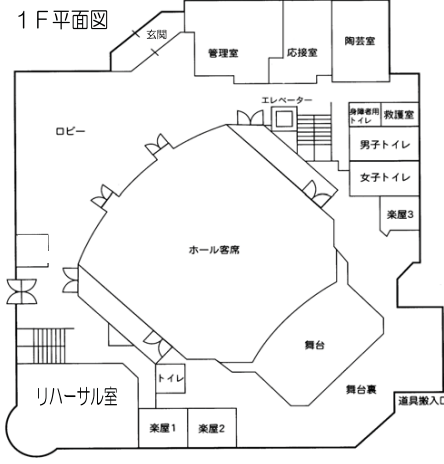
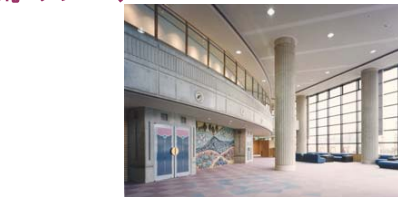
ランチルーム お茶会、編み物等でも利用していただきたい南向きの明るい室内です。
 収容定員 36人(食卓テーブル9、33.7㎡)

プレイルーム 託児室として利用の他、ミーティングにも利用できます。入口のアコーディオン式ドアを全開し隣接のギャラリーコーナーと使えば個展などの展示スペースになります。
 収容定員 25人(アクリルガラスドア、カーテン付、スポット照明、36.1㎡)

ギャラリーコーナー ロビー吹き抜け通路の美しくカーブした壁面ギャラリーです。
 (通路壁面 ピクチャーレールとスポット照明、ショーケース)



1階 発表・公演・各種催しホールと憩いや交流のフロア



ホール コンサート、舞台発表等に適した500人収容の愛称「あじさいホール」は、客席が全面スロープのバリアフリー設計です。
 収容定員 固定客席 500席(身障者席6席を含む)
 客席 前面スロープ 19.5×19.5m(381㎡)
 舞台 間口12.8m 奥行7.6m(緞帳より5.7m) 高さ5.5m
 補聴器磁気誘導ルーフ、フルコンサートグランドピアノ(ペーゼンドルファインベリア290)

リハーサル室 声楽や楽器練習の他、全面フローリング張り、又一方の壁面鏡張りのため、バレエやダンスのレッスンにも適しています。
 収容定員 70人(全面フローリング一部壁面鏡張り ピアノ有 準備室有 93.9㎡)
楽屋1・2 収容定員各5人(洋室 25.5㎡)
楽屋3 収容定員5人(和室 13.6㎡)
陶芸室 収容定員15人(※文化教室専用 53.6㎡)

木津川市加茂文化センター条例

平成 19 年 3 月 12 日条例第 131 号

改正

平成 21 年 10 月 6 日条例第 27 号

(設置)

第 1 条 ふれあい豊かな住民の交流、自治活動の振興及び文化、芸術等諸活動の啓発普及を図り、もって住民生活の向上と福祉の増進に寄与するため、木津川市加茂文化センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木津川市加茂文化センター	木津川市加茂町里南古田 156 番地

(事業)

第 3 条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住民の交流を広め、社会参加の機会を拡充して自治活動の振興を図るための事業
- (2) 住民の文化、芸術、生活改善等の普及及び振興を図り、健康で文化的な生活を向上するための事業
- (3) 文化、芸術、教育等にかかわる公演及び発表並びに催し物の開催に関する事業
- (4) ホール並びに各種の学習、集会活動等の便に供する施設及び設備、備品等の提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置目的を達成するために必要な事業及び特に教育長が必要と認める事業

(職員)

第 4 条 センターに館長その他必要な職員を置く。

(利用)

第 5 条 センターは、その設置目的を妨げない範囲において、一般の利用に供することができる。

(利用の許可)

第 6 条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、特に必要と認められる場合は、前項の利用許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限等)

第 7 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、利用を許可せず、又は利用許可を取り消し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はそれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗若しくは公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設及び設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めるとき。

(利用許可の変更等)

第 8 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、利用者に対し利用許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは利用上の条件を変更することができる。この場合において、当該利用者に生じる損害については、第 11 条ただし書に規定する場合を除き、市は、賠償の責めを負わない。

- (1) 第 6 条の規定に基づく利用許可の申請事項について、虚偽の記載があると認められるとき。

- (2) 施設の管理運営上に支障があると認められるとき。
- (3) 災害その他特別な事由によりセンターを利用することができなくなったとき又は利用することが不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上又は管理上教育長が特に必要と認めるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、施設を利用するときは、別表第1に定める額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免措置)

第10条 教育委員会は、特別な事由があると認められる場合には、別表第2に定める施設及び設備、備品等使用料減免基準に基づき使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由により施設等を利用することができなくなったとき、又は教育長においてやむを得ない事由があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、センターを利用する権利を他に譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(特別設備の設置等)

第13条 利用者は、センターに特別の設備を設け、又は既設の設備に変更を加え、若しくは備え付けられた備品以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、管理上若しくは事業運営上必要があると認めるときは、利用者の負担において必要な設備を設置させ、又は必要な器具等を使用させることができる。

(職員の立入り)

第14条 教育委員会は、管理又は運営上必要のあるときは、職員に、利用中の場所に立ち入らせることができる。この場合において、利用者はこれを拒むことはできない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、センターの利用が終わったとき、又は第13条に規定する設備を設置し、若しくは器具等を使用した場合は、センターの利用が終了した時点において直ちに当該設備を撤去し、器具等の使用を中止して原状に回復しなければならない。第7条及び第8条の規定により利用許可が取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。

- 2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第16条 利用者は、施設及び設備、備品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が相当と認める額を賠償しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の場合において、当該の損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事由によると認められる場合は、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第17条 利用者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、又はそれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (2) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利的行為をすること。
- (3) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

- (4) ホール内で喫煙若しくは飲食をし、又は火気を使用すること。
- (5) 許可なくして所定の場所以外で喫煙若しくは飲食をし、又は火気を使用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理運営上に支障のある行為をすること。

(入館の制限)

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条各号に規定する行為をし、又はしようとする者
- (2) 館内の秩序を乱す者又は乱すおそれのある者
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に従わない者

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加茂町コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（平成4年加茂町条例第26号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年10月6日条例第27号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

1 施設使用料

階	利用時間		午前	午後	夜間
	利用施設		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
1 F	ホール	平日	6,000円	8,000円	8,000円
		日曜日、土曜日及び休日	12,000円	16,000円	16,000円
		冷暖房費	1時間あたり1,000円		
	楽屋1		150円	200円	200円
	楽屋2		150円	200円	200円
	楽屋3		150円	200円	200円
	リハーサル室		1時間あたり500円		
2 F	第1研修室		1時間あたり500円		
	第2研修室		1時間あたり100円		
	全研修室		1時間あたり600円		
	プレイルーム		1時間あたり100円		
	展示コーナー		1時間あたり150円		

	調理室	1時間あたり 400 円
	ランチルーム	1時間あたり 150 円
3 F	音楽室	1時間あたり 600 円
	創作室	1時間あたり 200 円
	工作室	1時間あたり 200 円
	和室	1時間あたり 500 円
	茶室	1時間あたり 500 円
	録音室	1時間あたり 500 円
全フロ ア共通	コンセント使用料	1口1時間あたり 100 円
	冷暖房費	1時間あたり 200 円
	ホール以外の施設	

備考

- 1 この表において「平日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日以外の日をいう。
- 2 ホールの利用時間区分が 2 以上にわたって引き続き利用する場合の施設使用料は、各利用時間区分の施設使用料の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額とする。
- 3 公演、催事業の準備及び練習のためにホールを利用する場合は、使用料に次の割合を乗じた金額を徴収する。この場合において、利用日数は 2 日を超えない範囲で、利用区分ごとに 1 回とし、3 回を限度とする。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるときは変更することができる。
 - (1) 当ホールを利用して公演等をする場合 10 分の 3
 - (2) 前号以外で公演等をする場合 10 分の 5
- 4 営利を目的とする事業及び入場料又は受講料等を徴収する事業を実施するときは、使用料に 10 割を加算した金額を徴収する。
- 5 ホールの利用において、規則で定めるところにより利用時間の延長の許可を受けたときは、先に許可された利用に係る使用料に 0.25 を乗じた金額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てる。）を徴収する。
- 6 市外団体等が利用する場合の使用料は、倍額とする。

2 設備・備品等使用料

部屋		品名	単位	使用料
ホール	舞台設備	音響反射板	1 式	5,000 円
		平台	1 台	300 円
		金屏風	1 双	1,500 円
		演台	1 台	1,000 円
		司会者台	1 台	300 円
		フルコンサートピアノ	1 台	10,000 円
		譜面台（指揮者用）	1 台	100 円
		地がすり	1 式	1,000 円

		毛氈	1枚	100円
		プロジェクター	1台	2,500円
		映画用スクリーン	1式	5,000円
		OHP	1台	500円
		マリンバ	1台	1,000円
		太鼓(1尺5寸)	1台	600円
		締太鼓	1台	200円
		琴	1面	300円
		ティンパニー	1式	1,000円
		チャイム	1台	800円
		コンサートグロッケン	1台	800円
		シロホン	1台	800円
		ビブラフォン	1台	800円
		ドラムセット	1式	800円
	音響設備	舞台音響セット	1式	3,000円
		舞台音響セット(簡易)	1式	1,000円
		エレベーターマイク装置	1台	1,300円
		3点吊マイク装置	1式	2,500円
		カセットテープレコーダー	1台	800円
		DATデッキ	1台	800円
		モニター用スピーカー	1台	1,000円
		MDプレーヤー	1台	800円
		ビデオデッキ	1台	800円
		CDプレーヤー	1台	800円
	照明設備	照明Aセット	1式	5,000円
		照明Bセット	1式	10,000円
		照明Cセット	1式	15,000円
		ピンスポットライト	1台	2,000円
		ミラーボール	1式	1,000円
		持ち込み照明電源	1kW	200円
その他の 施設	リハーサル室	グランドピアノ	1台	500円
		音響セット(マイク2本含む。)	1式	500円
	研修室	音響セット(マイク2本含む。)	1式	500円
		マイク(増設)	1本	100円

		テレビ・ビデオ	1 式	200 円
ブレイルーム		テレビ・ビデオ	1 式	200 円
調理室		炊飯器	1 台	100 円
		食器・調理器具	1 式	200 円
		ミキサー	1 台	100 円
		電子レンジ	1 台	100 円
		ガス使用料	1 テーブル	100 円
ランチルーム		テレビ・ビデオ	1 式	200 円
工作室		糸のこ機	1 台	100 円
		電気かんな	1 台	100 円
		電気のこぎり	1 台	100 円
音楽室		グランドピアノ	1 台	500 円
		音響セット（マイク 2 本含む。）	1 式	500 円
		カラオケセット（音響セット含む。）	1 式	600 円
茶室		茶道具セット	1 式	200 円
録音室		録音編集機	1 式	500 円
楽器		マリンバ	1 台	300 円
		琴	1 面	100 円
		ティンパニー	1 式	300 円
		チャイム	1 台	200 円
		コンサートグロッケン	1 台	200 円
		シロホン	1 台	200 円
		ビブラフォン	1 台	200 円
		ドラムセット	1 式	200 円
その他		プロジェクター	1 台	600 円
		OHP	1 台	100 円
実費		看板用印刷（感熱紙）	1 m	1,000 円
		看板用印刷（インクリボン紙）	1 m	1,500 円
		カラーフィルター（持込照明機材用）	1 枚	500 円
		シャワー	1 回	100 円

備考

- 1 附属設備、備品等の使用料は、ホールは半日を 1 単位、その他の施設は 1 時間を 1 単位とする。
- 2 ピアノの使用料には、調律料を含まない。調律を必要とする場合は、センター指定の調律者により行うこと。
- 3 特別の設備を付加したり、持込備品を利用する場合は、それに伴う必要実費を徴収する。
- 4 備品附属品を部分的に利用する場合も、それに相当する使用料を徴収する。

5 公演、催事業の準備及び練習のためにホールの設備、備品等を利用する場合は、使用料に次の割合を乗じた金額を徴収する。

(1) 当ホールを利用して公演等をする場合 10分の3

(2) 前号以外で公演等をする場合 10分の5

3 その他の経費

ピアノ調律料	ベーゼンドルファー		21,000円
	カワイピアノ		16,000円
	コンサート調律立会（1時間）		3,500円
技術者増員（1人あたり）	1区分		17,000円
	2区分	午前9時～午後5時	20,000円
		午後1時～午後9時	21,000円
	3区分 午前9時～午後9時		25,000円
	延長 30分あたり		1,700円
チケット販売手数料	チケット売上げの10%		

備考 舞台、音響、照明等の技術者の増員については、センター指定の技術者を充てることを原則とする。

別表第2（第10条関係）

施設及び設備、備品等使用料減免基準

事業運営の区分	利用者区分	減免率			備考
		施設使用料	設備・備品使用料	音響・照明等増員の人件費	
(A) 市又は市の執行機関たる委員会等が行う事業	市、教育委員会等	100%	100%	0%	※ガス・コンセント・電源使用料、冷暖房費は100%減免、自己負担に相当する消耗品費等は、減免しない。
(B) 市又は市の執行機関たる委員会等が属する広域団体等が行う事業	相楽郡内等	50%	50%	0%	※自己負担に相当するガス・コンセント・電源使用料、冷暖房費、消耗品費等は、減免しない。
(C) 市内の区・自治会等の住民団体が行う事業	自治会等	100%	70%	0%	
(D) 市又は教育委員会に登録された音楽芸術、社会福祉、社会教育、関係団体が行う事業及び市又は市の執行機関たる委員会が後援する事業	①市内団体の場合	50%	50%	0%	
	②市内の社会教育、文化団体等の上部又は広域団体の場合	30%	30%	0%	

文化センター利用者数

施設名 ※()内は21年度までの名称	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	入場者数	稼働率	入場者数	稼働率	入場者数	稼働率
ホール	20,473	89.4	19,121	72.4	18,436	48.2
楽屋1	828	22.9	832	19.5	1,308	18.8
楽屋2	783	19.5	1,260	15.4	1,146	18.5
楽屋3	788	18.8	927	15.1	1,120	17.1
リハーサル室	14,454	186.6	12,632	185.3	12,298	145.9
全研修室	10,240	148.6	15,217	170.5	11,423	165.1
第1研修室(研修室1・2)	-	-	-	-	(7,524)	(81.9)
第2研修室(研修室3)	-	-	-	-	(3,899)	(83.2)
プレイルーム(幼児室→分割)	4,298	97.6	2,763	89.7	5,731	120.6
展示コーナー(幼児室→分割)					2,176	7.2
調理室	3,553	33.9	2,444	28.4	2,341	26.0
ランチルーム	7,914	126.0	6,593	127.7	5,377	77.1
音楽室(音楽視聴覚室)	7,698	119.2	7,612	134.2	8,446	50.3
創作室(創作室1)	6,392	126.7	5,331	108.6	4,171	71.2
工作室(創作室2)	5,447	94.5	3,811	96.2	4,756	66.4
全和室	6,174	118.5	4,412	100.7	5,765	104.5
和室(和室1)	-	-	-	-	(4,262)	(80.8)
茶室(和室2)	-	-	-	-	(1,503)	(23.6)
録音室(録音編集室)	604	6.8	586	7.9	842	6.5
メディアルーム	1,965	60.6	4,454	80.8	3,904	116.1
陶芸室	1,845	18.2	2,360	24.7	1,728	24.7
合 計	93,456	80.5	90,355	79.8	90,968	63.8

文化教室の実施状況

平成21年度

講座数合計	24
年度末受講生在籍人数	271
受講料年間収入合計	15,989,600
委託料年間合計	12,699,080

平成22年度

講座数合計	26
年度末受講生在籍人数	297
受講料年間収入合計	18,006,700
委託料年間合計	14,277,060

平成23年度(9月18日現在)

講座数合計	29
現在受講生在籍人数	295

JEUGIA委託		開講日数	在籍人数
1	フラダンス	24	9
2	初めてのポピュラーピアノ	24	9
3	フラワーアレンジメント	20	5
4	トールペイント(火)(木)	46	14
5	パッチワークキルト	24	12
6	スポーツ吹き矢	24	13
7	子どもバレエ	36	13
8	楽しい絵手紙	24	6
9	フルート	29	7
10	楽しい水彩画	36	7
11	子どもアトリエ	36	4
12	初めてのアコースティックギター	24	4
13	ドラム	24	12
14	パソコン教室	167	47
15	リンパマッサージ	12	17
16	マジック	12	5

JEUGIA委託		開講日数	在籍人数
1	フラダンス	24	5
2	初めてのポピュラーピアノ	24	9
3	フローラルデザイン	11	5
4	デコラティブペインティング(火)(木)	46	13
5	マイホビークラフト	24	4
6	スポーツ吹き矢	24	23
7	パッチワークキルト	24	13
8	ミニ盆栽	12	7
9	子どもバレエ	36	13
10	楽しい絵手紙	24	8
11	楽しい水彩画	36	6
12	フルートを楽しむ	35	6
13	リンパマッサージ	24	57
14	初めてのアコースティックギター	24	6
15	楽譜のいないドラム教室	24	13
16	パソコン教室	136	42

JEUGIA委託		開講日数	現在受講者
1	初めてのウクレレ	24	3
2	初めてのポピュラーピアノ	24	9
3	基礎から始める着付け	24	3
4	フローラルデザイン	11	5
5	デコラティブペインティング(火)(木)	46	11
6	スポーツ吹き矢	24	20
7	パッチワークキルト	24	10
8	ミニ盆栽	12	5
9	子どもバレエ	36	12
10	楽しい絵手紙	24	4
11	楽しい水彩画	36	6
12	フルートの魅力	35	5
13	英会話	36	16
14	リンパマッサージ	24	13
15	初めてのアコースティックギター	24	3
16	楽譜のいないドラム教室	24	12
17	パソコン教室	136	31

カワイ音楽教室委託		開講日数	在籍人数
1	個人ピアノ(火)(水)(金)(土)	160	34
2	1才からのリトミック	36	8
3	2才からのリトミック(水)(土)	72	11
4	3才からのリトミック	40	10
5	チャイルドコーナー	40	3

カワイ音楽教室委託		開講日数	在籍人数
1	個人ピアノ(火)(水)(金)(土)	160	40
2	1才からのリトミック(水)(土)	72	6
3	2才からのリトミック(水)(土)	72	6
4	3才からのリトミック(火)(水)(土)	120	13
5	4才からのリトミック(土)	40	5
6	5才からのアンサンブル(土)	40	4

カワイ音楽教室委託		開講日数	現在受講者
1	個人ピアノ(火)(水)(金)(土)	160	39
2	1才からのリトミック(水)(土)	72	3
3	2才からのリトミック(水)(土)	72	6
4	3才からのリトミック(火)(水)(土)	120	3
5	4才からのリトミック(土)	40	9
6	5才からのアンサンブル(土)	40	4

個人委託		開講日数	在籍人数
1	大人のためのクラシックバレエ	40	8
2	陶芸(水)(土)(日)	68	56
3	ヨガ	44	35

個人委託		開講日数	在籍人数
1	大人のためのクラシックバレエ	40	11
2	陶芸(金)(土)(日)	72	69
3	ヨガ	42	45
4	純銀粘土でシルバーアクセサリー	3	3

個人委託		開講日数	現在受講者
1	子ども吹奏楽教室	36	7
2	ヒップホップダンス	34	4
3	大人のためのクラシックバレエ	40	9
4	陶芸(水)(土)(日)	72	55
5	ヨガ(水)(金)	67	44

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】

プロジェクト	年度	平成23年度	作成年月日	平成23年8月5日
	事業名	プラネタリウム館事業費	所管	社会教育課
	予算科目、事業コード	1-9-5-8-2437	評価責任者	太田課長
	基本計画での位置付け	4 3 1 1	記入者(係)	生涯学習係
	主な取り組み	生涯学習の充実と施設環境の整備	(氏名)	松本 秀人
主な事業等	6 図書館など教育・文化施設の充実	開始年度	平成5年度	

(2) Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	市民	
	目的(どのような状態にしたいのか)	天体観測を通して創造性豊かな青少年の育成を図る。		
	全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	プラネタリウム投影及び資料展示		
	各年度の手段(どの年度にどれだけ)	平成23年度	日食観測や天体望遠鏡作りの事業実施	
		平成24年度	世代別の事業の実施	
平成25年度		世代別の事業の実施		
実施方法(誰が、どのように)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)			

(3) Do【実施】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考	
コスト	予算額(千円)	494	494	484	500	500			
	決算額(千円)	369	327						
	一般財源	88	181	88	104	104			
	国庫・府補助								
	その他特定財源	281	146	396	396	396			
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17		
		臨職等	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
	人件費	3,580	3,581	3,572	3,572	3,572			
	事業費合計(千円)	3,949	3,908	4,056	4,072	4,072			
内訳	特定財源の詳細(H22)	名称			補助率(負担割合)	補助額等			
	国庫補助								
	府補助								
	その他特定財源	プラネタリウム館事業参加料				146千円			
平成22年度事業費内訳	細事業		事業量		事業費				
	報償費				87千円				
	需用費				236千円				
	使用料及び賃借料				2千円				
実施結果(22年度実績、どうなったのか)	主な事業内容 七夕星まつり、日食観察会、秋の星&サックスコンサート、おもしろ宇宙塾								

(4) Check【検証】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動 事業実施回数 単位:日	22	16	22	22	22		
	コスト 事業費合計/事業実施回数 単位:千円	179	244	184	185	185		
	成果 延べ事業参加者数 単位:人	1,334	943	1,000	1,000	1,000		
総合評価	3:高い(良かった) 2:普通(変わらない) 1:低い(好ましくない)	実施事業評価	達成度	効率性	成果			
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性				
		3	2					

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 充実 現状を維持し、事業内容を工夫し参加者の増加を図る。
	方向性の理由	
	改革プラン	加茂青少年山の家とのタイアップした事業の検討

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	城陽市;プラネタリウム(文化パルク城陽・コスモホール内) 木津川市;きつづ光科学館「ふおとん」(平成23年6月リニューアル、プラネタリウム映像追加)原子力研究開発機構 財団法人 大阪科学技術センター運営 奈良市;プラネタリウム「キッズドームシアター」(奈良市教育センター内、平成23年4月オープン)
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令;木津川市加茂プラネタリウム館条例、木津川市加茂プラネタリウム館条例施行規則

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度	作成年月日	平成23年8月5日
	事業名	プラネタリウム館運営事業費	所管	社会教育課
	予算科目、事業コード	1-9-5-8-2445	評価責任者	太田課長
	基本計画での位置付け	4 3 1 1	記入者(係)	生涯学習係
	主な取り組み	生涯学習の充実と施設環境の整備	(氏名)	松本 秀人
	主な事業等	6 図書館など教育・文化施設の充実	開始年度	平成5年度

(2) Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	市民	
	目的(どのような状態にしたいのか)	天体観測を通して創造性豊かな青少年育成を図る。		
	全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	プラネタリウム 投影及び資料展示		
	各年度の手段 (どの年度にどれだけ)	平成23年度	投影ソフトの更新を行うと共に当該年度の天体現象を主題とした投影、資料展示	
		平成24年度	投影ソフトの更新を行うと共に当該年度の天体現象を主題とした投影、資料展示	
平成25年度		投影ソフトの更新を行うと共に当該年度の天体現象を主題とした投影、資料展示		
実施方法 (誰が、どのように)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者: 施設管理業者他) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)			

(3) Do【実施】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考	
コスト	予算額(千円)	7,482	11,980	10,557	8,900	8,900		平成22年度から予算・決算額に臨職等の人件費を含んでいる	
	決算額(千円)	8,836	10,416						
	一般財源	7,798	8,857	9,257	7,600	7,600	0		
	国庫・府補助		600						
	その他特定財源	1,038	959	1,300	1,300	1,300			
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17		
		臨職等	1.65	1.65	1.65	1.65	1.65		
	人件費		5,010	1,380	1,380	1,380	1,380		
	事業費合計(千円)		13,846	11,796	11,937	10,280	10,280		
内訳	特定財源の詳細(H22)	名称			補助率(負担割合)		補助額等		
	国庫補助								
	府補助	京都市府町村未来づくり交付金					600千円		
	その他特定財源	プラネタリウム館使用料					959千円		
平成22年度事業費内訳	細事業			事業量		事業費			
	需用費					2,828千円			
	役務費					173千円			
	委託料					3,093千円			
	使用料及び賃借料					34千円			
	備品購入費					1,422千円			
	負担金及び交付金					20千円			
実施結果 (22年度実績、どうなったのか)	開館日数 254日・延べ利用者数4, 204名 新しい上映ソフト購入1本(1,375千円)								

(4) Check【検証】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動 開館日数 単位: 日	260	254	260	260	260		
	コスト 事業費合計/開館日数 単位: 円	53,253	46,440	45,910	39,537	39,537		
	成果 延べ利用者数 単位: 人	4,378	4,204	4,300	4,400	4,500		
総合評価	3: 高い(良くなった) 2: 普通(変わらない) 1: 低い(好ましくない)	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果 		
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性				
	2	2	2					
	2	2						

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input type="checkbox"/> 継続 <input checked="" type="checkbox"/> 充実
	方向性の理由	広域的なプラネタリウム館の宣伝、及び学校授業の誘致
	改革プラン	木津川市プラネタリウム館の存在が市内ですらあまり知られていない現状がある。
	改革プラン	広報活動に力を入れ、周知を図る。また、大人用ソフト、授業用ソフトの整備を進め利用者の増加を図る。

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	城陽市; プラネタリウム(文化パルク城陽・コスモホール内) 木津川市; きつづ光科学館「ふおとん」(平成23年6月リニューアル、プラネタリウム映像追加) 原子力研究開発機構 財団法人 大阪科学技術センター運営 奈良市; プラネタリウム「キッズ・ドームシアター」(奈良市教育センター内、平成23年4月オープン)
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令; 木津川市加茂プラネタリウム館条例、木津川市加茂プラネタリウム館条例施行規則

事業概要資料

事業名：プラネタリウム館事業費

担当課：社会教育課

この事業の目的は

天体観測を通して創造性豊かな青少年の育成を図る。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか?)

プラネタリウム投影・資料展示の他、天文に関する情報発信や天文に興味を持っていただくための講座を一般・小学生対象に開催しています。

事業の結果はどうでしたか？

開催した講座は多くの方々の参加を得ることができましたが、今後事業内容を工夫し、参加者の増加を図る必要があります。上映については、市内の多くの小学校の授業の一部に取り入れていただきましたが、広域的なプラネタリウム館の啓発が必要と思われま

その他

予算を何に使っていますか？ (平成 22 年度決算額)

内 容	金 額(円)	備 考
報償費 (講師謝礼)	87,500	
需用費 (講座材料費)	236,760	
使用料及び賃借料(著作権使用料)	2,625	
合計	326,885	

事業概要資料

事業名：プラネタリウム館運営事業費

担当課：社会教育課

この事業の目的は

天体観測を通して創造性豊かな青少年の育成を図る施設の管理運営を行う。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

プラネタリウム投影及び資料展示のための機器・設備の修理・改修等を行うと共に、上映番組の入替等を行う。

事業の結果はどうでしたか？

開館から年数が経っているため、すべての設備の老朽化が進んでいる。特に、番組上映機器の改修が必要である。

その他

プラネタリウム館は科学を学ぶ施設としての役割が大きいが、周辺に同等施設が少ないため貴重な施設となっている。

予算を何に使っていますか？（平成22年度決算額）

内 容	金 額(円)	備 考
人件費	2,844,799	
需用費（大部分は電気料金）	2,828,933	
役務費（インターネット・電話）	173,771	
委託料（大部分はプラネタリウム保守・番組入替委託料）	3,093,409	
備品購入費（子供向け番組購入）	1,422,645	
負担金及び交付金	20,000	全国科学館連携協議会
その他（使用料・受信料等）	31,820	
合計	10,415,377	

説明資料

プラネタリウム館運営事業

1	開設年月日・館内図	別紙パンフレット「施設概要」のとおり
2	開館状況	別紙パンフレット「ご利用案内」のとおり
3	配置職員の状況	嘱託職員 1名(週 4 日) 臨時職員 3名(週 3 日)
4	利用者数（年間）の推移	平成 20 年度：5,010 人（講座 1,210 人を含む） 平成 21 年度：5,683 人（講座 1,334 人を含む） 平成 22 年度：5,174 人（講座 943 人を含む）
5	小学生等の団体利用の状況	平成 22 年度実績 小・幼・保：26 団体 1,848 人(市内 17 団体 1,265 人) 各種団体：18 団体 519 人(市内 8 団体 279 人)
6	観覧料	別紙パンフレット「ご利用案内」のとおり
7	使用料収入（年間）の推移	平成 20 年度： 820,030 円 平成 21 年度：1,038,200 円 平成 22 年度： 959,520 円
8	施設の利用案内及び啓発方法	施設案内パンフレットを市内公共施設で配布。「広報きづがわ」に毎月開館日及び主催事業の案内を掲載。主催事業は、南山城地域・奈良市の図書館等へ案内を送付。
9	利用者アンケートの実施状況	主催事業の際にアンケート実施。 内容により主催事業に反映させている。
10	駐車場の状況	普通車 33 台分、大型バスの場合 2 台駐車可能。
11	施設の今後の方向性（指定管理者等）	隣接する加茂青少年山の家を活用した総合的な運営を図る。管理運営形態は、指定管理者制度を含め検討します。
12	施設管理面における改修計画等	部分修繕にて対応。
13	自主事業の実施状況	別紙 1 のとおり
14	上映ソフトの入替計画	平成 22 年度幼児向け番組購入(補助金事業)。 毎年 1 回所有する 9 本のオート番組の中から 1 番組を入替。
15	施設における今後の課題	施設の躯体部分及び電気設備・機械設備は、老朽化が進んでおり早急に改善が必要とされる。
16	プラネタリウム館関連例規	別紙 2 のとおり

プラネタリウムのご案内

★ 一般投影(星空解説とオート番組・約60分)

解説員による季節の星空紹介と、星や宇宙に関連した特集番組をお届けします。



ブレデアス星団(すばる)

★ 団体投影(予約制)

内容・時間等についてのご要望は、お申込み時にご相談下さい。

区分対象	内容	時間
幼児投影 保育園及び幼稚園等の団体 	★季節の星空のおはなし 春「おおぐま座物語」 夏「たなばたさま」 秋「お月さまとかぐや姫」 「アンドロメダ姫物語」 冬「おおいぬ座物語」等 ★幼児番組 「どうぶつたちのうちゅうりょこう」  ©GOTO	約40分
学習投影 学校団体	教科書の内容や先生方のご要望にそって星空の解説をします。 ・小学校「月と星の動き」 ・中学校「地球の動きと太陽系」等	約60分
その他 10名以上の団体	「季節の星空&誕生星座特集」等 こども会・クラス行事などにどうぞ!	約30～60分

★ その他の事業(天体観望会、七夕、クリスマス等)

開催予定は広報等でお知らせします。

ご利用案内

★ 開館時間：午前9時～午後4時30分

★ 休館日：毎週月・木曜日

(祝日の場合は翌平日営業日)

年末年始

その他、特別催事や保守点検等で臨時休館する場合があります。

★ 投影時刻(1回約60分・80席)

土・日・祝日および 学校長期休業期間中 (春・夏・冬休み)の 火・水・金	午前		午後	
	一般投影	一般投影	一般投影	一般投影
	10:30	1:30	3:00	
上記以外の火・水・金	団体投影(10名以上・予約制) 午前9時30分～午後3時			

- ・団体でのご利用は10日前までにご予約ください。
- ・都合により投影時間や内容等を変更する場合がありますので、事前にお問い合わせください。

★ 観覧料 ※小学生以下は保護者同伴でお願いします。

	個人	減免観覧者をのぞく(※) 30名以上の団体
大人	500円	400円
中学・高校生	300円	240円
3歳～小学生	200円	160円

※観覧料減免について

- 市内在住の方・市内学校団体等で以下に該当される場合は減免になります。減免申請書のご提出または手帳等のご提示をお願いいたします。
- ・3歳以上小学生以下は全額免除され、無料でご利用頂けます。
 - ・「身体障害者手帳」「療育手帳」をお持ちの方や、高齢者の方のための減免制度があります。詳細はお問い合わせください。
 - ・保育園・幼稚園・小学校・中学校等の団体が教育目的で利用する場合は、教職員も含め全額免除されます。

木津川市加茂プラネタリウム館

〒619-1133 京都府木津川市加茂町岩船ガンド2番地
TEL:0774-76-7645 FAX:0774-76-7698

木津川市 加茂プラネタリウム館



KIZUGAWA CITY
KAMO PLANETARIUM

ACCESS MAP

交通のご案内



★公共交通機関をご利用の場合



<京都方面から>

JR関西本線加茂駅下車(京都からはJR奈良線木津駅でのりかえ)。加茂駅東口からは奈良交通バス。加茂山の家行で、「山の家」下車。または、JR奈良駅行で、「浄瑠璃寺口」下車、徒歩約1.4km。

<奈良方面から>

JR奈良駅・近鉄奈良駅より奈良交通バス。浄瑠璃寺行で、「西小」下車、徒歩約400m。または、加茂駅行きで、「浄瑠璃寺口」下車、徒歩約1.4km。

★お車の場合(無料駐車場35台)

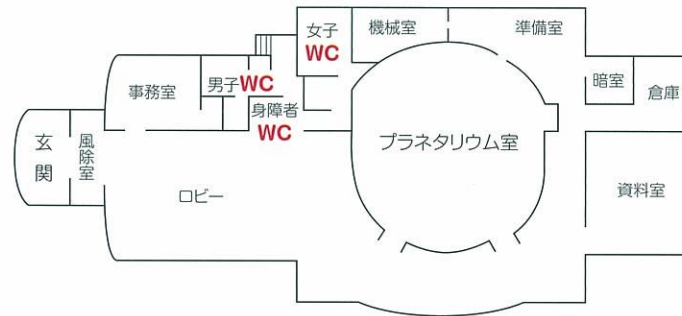


- ・国道163号線から加茂駅前を南へ約6.5km
- ・奈良市から木津川市梅谷を北東へ約8.8km

施設概要

- 開館年月日：平成5年4月1日
- 敷地面積：1,693㎡
- 建物延面積：458.5㎡
- 建物構造：鉄筋コンクリート造一部木造
- プラネタリウム：ドーム直径10m
80席(車椅子スペース1席含む)

館内図



■ロビー&展示コーナー



■資料室

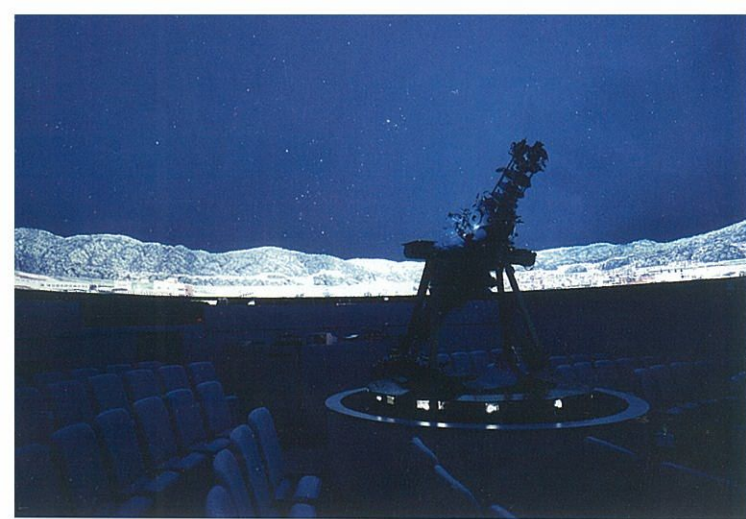


■加茂青少年山の家



すぐ隣に「加茂青少年山の家」があり、テニスやバーベキュー、宿泊などができます。

お問い合わせ先
TEL 0774-76-3130



プラネタリウム投影機(五藤光学研究所GX-AT型)

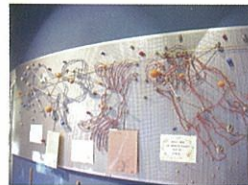
★プラネタリウム 星空&宇宙体験!

木津川市加茂プラネタリウム館のプラネタリウムは、6.5等星までの約6500個の恒星をはじめ、太陽や月や惑星、流れ星などを映すことができます。

★展示コーナー

あなたのお気に入りの
みつけてみませんか?

- ☆ 黄道12星座コーナー
- ☆ ミニプラネタリウムコーナー
- ☆ 天体写真コーナーなど



黄道12星座コーナー

★キッズコーナー

おほしさまとあそぼう!

- ☆ 絵本&図書コーナー
- ☆ 星座めぐり
- ☆ 星座釣りなど



絵本&図書コーナー

平成22年度加茂プラネタリウム館自主事業（主催事業）報告

一般向け事業

月	日	曜日	事業名	参加者数
5	4	祝・火	トラ丸くんと宇宙旅行	85
7	4	土	七夕星まつり	125
7	24	土	星と朗読の世界	78
8	7	土	夏休み星空教室	63
8	14	土	ミニプラネタリウム工作教室	55
9	26	日	秋の星&サックスコンサート	69
12	23	祝・木	サンタがさんがやってくる	139
3	26	土	春休み星空教室	68
合 計				682

「第7期おもしろ宇宙塾」受講生(市内小学4～6年生及び家族)

月	日	曜日	事業名	参加者数
5	29	土	おもしろ宇宙塾 第1回	35
6	19	土	おもしろ宇宙塾 第2回	21
7	17	土	おもしろ宇宙塾 第3回	30
8	21	土	おもしろ宇宙塾 第4回	30
9	18	土	おもしろ宇宙塾 第5回	30
10	23	土	おもしろ宇宙塾 第6回	26
11	20	土	おもしろ宇宙塾 第7回	30
12	4	土	おもしろ宇宙塾 補講	5
12	土	土	おもしろ宇宙塾 第8回	50
1	22	土	おもしろ宇宙塾 補講	4
合 計				261

木津川市加茂プラネタリウム館条例

平成 19 年 3 月 12 日条例第 93 号

(設置)

第 1 条 天体に関する知識の普及啓発を通して、創造性豊かな青少年の育成を図るため、木津川市加茂プラネタリウム館（以下「プラネタリウム館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 プラネタリウム館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木津川市加茂プラネタリウム館	木津川市加茂町岩船ガンド 2 番地

(観覧料)

第 3 条 プラネタリウムの上演を観覧しようとする者は、別表に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第 4 条 木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(入場制限)

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラネタリウム館への入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は展示品若しくは施設設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (2) プラネタリウム館の管理上必要な指示に従わないとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、プラネタリウム館の管理上支障があるとき。

(賠償損害の義務)

第 6 条 その責めに帰すべき理由により、プラネタリウム館の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、直ちにその旨を教育委員会に届け出て、これを原状に回復し、又は教育委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 3 月 12 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加茂町プラネタリウム館の設置及び管理に関する条例（平成 5 年加茂町条例第 5 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

観覧料

区分	個人	団体(30人以上)
大人	500円	400円
中学生・高校生	300円	240円
3歳以上の未就学児童・小学生	200円	160円

加茂プラネタリウム館



加茂プラネタリウム館正面全景



加茂プラネタリウム館駐車場全景



ホール1



ホール2

加茂プラネタリウム館



プラネタリウム室



プラネタリウム室（投影・番組上映設備）



展示コーナー



資料室

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度	作成年月日	平成23年8月11日
	事業名	教育振興事業[小学校修学旅行費補助金]	所管	学校教育課
	予算科目、事業コード	1-9-2-2(小学校費)、3338	評価責任者	森本教育部次長
	基本計画での位置付け	4 2 1 2	記入者(係)	学務係
	主な取り組み	学校教育の充実	(氏名)	西置貴美
	主な事業等		開始年度	平成18年度

(2) Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	市立小学校に在学している6年生を対象
		目的(どのような状態にしたいのか)	学校教育の充実と保護者の負担軽減を図るため
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	修学旅行に参加した全児童に係る所要額の1/2以内で、予算の範囲内で補助金を交付する。
	各年度の手段	平成23年度	市内小学校 全6年生 749名 7/1時点
		平成24年度	756名 7/1時点
		平成25年度	802名 7/1時点
実施方法 (誰が、どのように)	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理	(委託先又は指定管理者:)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接)	(補助先及び実施主体: 修学旅行参加者)	
	<input type="checkbox"/> 貸付	(貸付先:)	

(3) Do【実施】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)	5,792	5,112	5,312	5,362	5,688		
	決算額(千円)	4,765	4,952					
	一般財源	4,765	4,952	5,312	5,362	5,688	0	
	国庫・府補助							
	その他特定財源							
	地方債							
	従事職員数							
	正職員	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
	臨職等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人件費	812	813	807	807	807		
事業費合計(千円)	5,577	5,765	6,119	6,169	6,495			
内訳	特定財源の詳細(H22)	名称			補助率(負担割合)		補助額等	
	国庫補助							
	府補助							
	その他特定財源							
平成22年度 事業費内訳	細事業			事業量		事業費		
	修学旅行費補助金			634名		4,952千円		

実施結果 (22年度実績、どうなったのか)	修学旅行費補助金(市内全市立小学校)4,951,325円を支出した。(一人あたり8,000円上限) 修学旅行参加者706人うち補助金対象者634名 (1泊2日・行き先 伊勢志摩方面及び丹後天橋立方面)
--------------------------	--

(4) Check【検証】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動 修学旅行参加者(小学生) 単位:人	681	706	749	756	802		
	コスト 事業費合計/修学旅行参加者(小学生) 単位:円	8,189	8,165	8,170	8,160	8,099		
	成果 修学旅行(小学校)参加率 単位:%	98.27	99.30	100	100	100	100	
総合評価	3:高い(良くなった) 2:普通(変わらない) 1:低い(好ましくない)	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果 		
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性				
			2	2	2			
			2	2				

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 充実 現状のまま継続予定。
	方向性の理由	
	改革プラン	

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	(補助金額) 城陽市・なし 京田辺市・必要経費の1/2以内で、毎年度予算の範囲内、一人当たり上限7,000円
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令;木津川市校外行事補助金交付要綱

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】

プロジェクト	年度	平成23年度	作成年月日	平成23年8月11日
	事業名	教育振興事業〔中学校修学旅行費補助金〕	所管	学校教育課
	予算科目、事業コード	1-9-3-2(中学校費)、3339	評価責任者	森本教育部次長
	基本計画での位置付け	4 2 1 2	記入者(係)	学務係
	主な取り組み	学校教育の充実	(氏名)	西置貴美
	主な事業等		開始年度	平成18年度

(2) Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	市立中学校に在学している2年生を対象(泉川中学校のみ3年生)
		目的(どのような状態にしたいのか)	学校教育の充実と保護者の負担軽減を図るため
		全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	修学旅行に参加した全児童に係る所要額の1/2以内で、予算の範囲内で補助金を交付する。
	各年度の手段	平成23年度	市内3中学校 全2年生 495名 と 1中学校 全3年生 99名 の594名(7/1時点)
		平成24年度	636名 7/1時点
平成25年度		746名 7/1時点	
実施方法 (誰が、どのように)	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input checked="" type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体: 修学旅行参加者) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)		

(3) Do【実施】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考	
コスト	予算額(千円)	8,985	7,020	7,680	8,223	9,646			
	決算額(千円)	5,985	6,900						
	一般財源	5,985	6,900	7,680	8,223	9,646	0		
	国庫・府補助								
	その他特定財源								
	地方債								
	従事職員数	正職員	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10		
		臨職等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	人件費	812	813	807	807	807			
	事業費合計(千円)	6,797	7,713	8,487	9,030	10,453			
内訳	特定財源の詳細(H22)	名称			補助率(負担割合)	補助額等			
	国庫補助								
	府補助								
	その他特定財源								
平成22年度 事業費内訳	細事業			事業量	事業費				
	修学旅行費補助金			538名	6,900千円				
実施結果 (22年度実績、どうなったのか)	修学旅行費補助金(市内全市立中学校)6,900,000円を支出した。(一人あたり15,000円上限) 修学旅行参加者538人のうち補助対象者460人 行程(2泊3日・行き先:長野方面、福井・長野方面及び富山方面)								

(4) Check【検証】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動 修学旅行参加者(中学生) 単位:人	460	538	594	636	746		
	コスト 事業費合計/修学旅行参加者(中学生) 単位:円	14,775	14,336	14,288	14,198	14,012		
	成果 修学旅行(中学校)参加率 単位:%	97.25	97.64	100	100	100	100	
総合評価	3:高い(良くなった) 2:普通(変わらない) 1:低い(好ましくない)	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果 		
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性				
	2	2	2					
	2	2						

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 充実 現状のまま継続予定。
	方向性の理由	
	改革プラン	

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	(補助金額) 城陽市・交通費として(バス代)189,000円×学級数 京田辺市・必要経費の1/2以内で、毎年度予算の範囲内、一人当たり上限15,000円
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	根拠法令;木津川市校外行事補助金交付要綱

事業概要資料

事業名：教育振興事業費〔修学旅行補助金〕

担当課：学校教育課

この事業の目的は

学校教育の充実と保護者の負担軽減を図る

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

(補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？)

- ・市立 全小学校 6年生
- ・市立 3中学校 2年生 1中学校 3年生

事業の結果はどうでしたか？

学校外での集団活動など、平素と異なる生活環境において見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活のあり方や公衆道徳について体験することができた。また、保護者負担についても軽減できた。

その他

予算を何に使っていますか？（平成22年度決算額）

内 容	金 額(千円)	備 考
小学校費 修学旅行補助金	4,952 千円	一人あたり上限 8,000 円 交通費、宿泊費、入場料、体験学習費等
中学校費 修学旅行補助金	6,900 千円	一人あたり上限 15,000 円 交通費、宿泊費、入場料、体験学習費、講習費等
その他		
合 計	11,852 千円	

説明資料**教育振興事業〔修学旅行費補助金〕**

1	補助金交付要綱	別紙1のとおり
2	補助金交付状況と推移	別紙2（表1）のとおり
3	修学旅行参加者数	別紙2（表2）のとおり
4	平成22年度修学旅行の行程	小学校 木津地域 丹後方面等（1泊2日） 加茂地域 伊勢方面（1泊2日） 山城地域 伊勢方面（1泊2日） 中学校 木津地域 長野方面（2泊3日） 加茂地域 福井・長野方面（2泊3日） 山城地域 富山方面（2泊3日）
5	修学旅行費補助金交付実績	別紙2（表3）のとおり
6	京都府内14市の修学旅行費補助金交付状況	別紙3のとおり

木津川市校外行事補助金交付要綱

平成 19 年 3 月 12 日教育委員会告示 7 号

(趣旨)

第 1 条 学校教育の充実と保護者の負担軽減を図るため、市立小・中学校長が学年ごとに実施する校外行事に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、木津川市補助金等の交付に関する規則（平成 19 年木津川市規則第 36 号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところによる。

(交付の要件)

第 2 条 この補助金の交付対象となるものは、市立小・中学校に在学し、学校が教育活動の一環として行う宿泊を伴う校外行事に参加した児童生徒の保護者とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象となる事業は、次に掲げる校外行事とする。

- (1) 市立小中学校の修学旅行
- (2) 市立小学校の林間学習

(交付の対象経費及び補助金額)

第 4 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助金額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助金額
校外行事に参加した全児童生徒に係る所要額	対象経費の 1 / 2 以内で、予算の範囲内とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 規則第 4 条に規定する申請書は、別記様式第 1 号のとおりとする。

- 2 前項の申請書は、保護者から委任を受けた学校長（以下「学校長」という。）が教育長に提出するものとする。

(概算払)

第 6 条 教育長は、補助金の交付決定後に、学校長が第 3 条に規定する事業を実施する場合で、補助金の概算払が必要かつ妥当であると認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとするときは、校外行事補助金概算払請求書（別記様式第 2 号）を教育長に提出しなければならない。

(変更承認の申請)

第 7 条 規則第 9 条の規定により、市長に変更の承認を受けようとする場合の書類は、校外行事補助金変更交付申請書（別記様式第 3 号）とする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 13 条に規定する補助事業等完了実績報告書は、別記様式第 4 号のとおりとする。

(補助金の請求)

第 9 条 補助金の請求は、補助金の額の確定を受けた後に校外行事補助金請求書（別記様式第 5 号）により行うものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の野外教室推進補助金交付要綱(平成9年加茂町教育委員会要綱第3号。以下「合併前の要綱」という。)の規定により交付の決定を受けた補助金については、なお合併前の要綱の例による。
- 3 施行日の前日までに、合併前の告示によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

(表1) 補助金交付状況と推移

小学校

	木津川市	旧木津町	旧加茂町	旧山城町
合併前		上限6,000円	上限8,000円	上限10,000円
平成19年度	旧町ごと	上限6,000円	上限8,000円	上限10,000円
平成20年度以降	上限8,000円 (予算範囲1/2以内)			

中学校

	木津川市	旧木津町	旧加茂町	旧山城町
合併前		上限15,000円	上限20,000円	上限10,000円
平成19年度	旧町ごと	上限15,000円	上限20,000円	上限10,000円
平成20年度以降	上限15,000円 (予算範囲1/2以内)			

(表2) 修学旅行参加者数

小学校

	対象児童数	参加者数	補助対象者数	参加率(%)
平成19年度	704人	701人	639人	99.57%
平成20年度	631人	627人	564人	99.37%
平成21年度	693人	681人	608人	98.27%
平成22年度	711人	706人	634人	99.30%

中学校

	対象生徒数	参加者数	補助対象者数	参加率(%)
平成19年度	512人	491人	446人	95.90%
平成20年度	580人	559人	484人	96.38%
平成21年度	473人	460人	399人	97.25%
平成22年度	551人	538人	460人	97.64%

※平成21年度泉川中学校の修学旅行は未実施(平成22年度に延期【修学旅行対象学年を第2学年から第3学年に変更】したため)
※就学援助事業費の支給対象者は補助対象者に含まれない。

(表3) 修学旅行費補助金交付実績

小学校

	平均費用 (一人当たり)	補助金額	保護者平均 負担額	補助金の割合
平成19年度	16,060円	木津地域 6,000円	9,703円	37.36%
		加茂地域 8,000円	8,020円	49.81%
		山城地域 8,693円	8,693円	54.13%
平成20年度	17,531円	7,966円	9,566円	45.44%
平成21年度	17,178円	7,963円	9,275円	46.36%
平成22年度	16,822円	7,877円	8,936円	46.83%

中学校

	平均費用 (一人当たり)	補助金額	保護者平均 負担額	補助金の割合
平成19年度	47,588円	木津地域 15,000円	33,500円	31.52%
		加茂地域 20,000円	29,573円	42.03%
		山城地域 10,000円	33,777円	21.01%
平成20年度	47,469円	15,000円	32,469円	31.60%
平成21年度	45,794円	15,000円	30,794円	32.76%
平成22年度	45,930円	15,000円	30,930円	32.66%

※(表3)は平均額であり、実際の保護者負担額は各学校で異なる。

京都府内修学旅行費補助金制度状況

市名	補助制度の有無	補助内容	
		小学校	中学校
亀岡市	なし	—	—
宇治市	なし	—	—
城陽市	なし(一部市負担)	—	車両借上料は市負担
八幡市	なし	—	—
京田辺市	あり	上限7,000円	上限15,000円
長岡京市	なし(一部市負担)	車両借上料及び施設利用料は市負担	車両借上料は市負担
向日市	なし	段階的減額のちH22年度廃止	段階的減額のちH22年度廃止
福知山市	なし	別途市内体験学習の一部負担あり	—
舞鶴市	なし	—	—
綾部市	なし	—	—
宮津市	なし	—	—
京丹後市	なし	—	—
南丹市	なし	—	—

(参考) 山城教育局管内町村の修学旅行費補助金交付状況

町村名	補助制度の有無	補助内容	
		小学校	中学校
久御山町	あり	上限20,000円	上限35,000円
井手町	あり	上限10,000円	上限20,000円
宇治田原町	あり	5,000円以内	10,000円以内
精華町	あり	6,000円以内	20,000円以内
和束町	あり	10,000円以内	14,000円以内
笠置町	あり	10,000円以内	20,000円以内
南山城村	あり	10,000円以内	

実施計画調査票 兼 事務事業評価調査票

(1) Face【基本事項】

プロフィール	年度	平成23年度	作成年月日	平成23年8月1日
	事業名	道路照明灯整備事業(防犯灯)	所管	総務課
	予算科目、事業コード	1-2-1-9-161	評価責任者	川下担当課長
	基本計画での位置付け	3 1 2 1	記入者(係)	危機管理室
	主な取り組み	防犯に配慮した公共施設等の整備	(氏名)	中西雅文
主な事業等	3 防犯灯の設置・維持管理	開始年度	平成18年度	

(2) Plan【計画】

事業の概要	目的	対象(何を、誰に)	木津川市民	
	目的(どのような状態にしたいのか)	夜間の街を明るくすることにより、犯罪を防止し、安全な市民生活に資する。		
	全体事業の概要(どれだけ、いつまで)	地元地域からの要望に応じて、夜間時に暗い箇所に防犯灯の新設及び維持管理並びに電気料の支払い。		
	各年度の手段 (どの年度にどれだけ)	平成23年度	地元地域からの要望による防犯灯の新設及び修繕。(新設工事20件、復旧工事100件、修繕50件を想定)並びに電気料の支払い。	
		平成24年度	同上	
平成25年度		同上		
実施方法 (誰が、どのように)	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託業務又は指定管理 (委託先又は指定管理者:) <input type="checkbox"/> 補助金(直接・間接) (補助先及び実施主体:) <input type="checkbox"/> 貸付 (貸付先:)			

(3) Do【実施】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	総事業費	備考
コスト	予算額(千円)	27,687	28,059	28,059	28,100	28,150		
	決算額(千円)	25,082	25,936					
	一般財源	25,082	25,936	28,059	28,100	28,150	0	
	国庫・府補助							
	その他特定財源							
	地方債							
	従事職員数	正職員	0.80	0.60	0.50	0.50	0.50	
		臨職等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人件費		6,493	4,876	4,035	4,035	4,035	
	事業費合計(千円)		31,575	30,812	32,094	32,135	32,185	
特定財源の詳細(H22)	名称			補助率(負担割合)			補助額等	
内訳	国庫補助							
	府補助							
	その他特定財源							
平成22年度 事業費内訳	細事業		事業量		事業費(千円)			
	光熱水費		電気料(防犯灯7,719基分)		21,304			
	修繕料		修繕99件		914			
	手数料		低圧電気引下手数料6件		40			
工事請負費		新設15基、移設8基、撤去1基、復旧1基、球交換110件、器具交換38件、その他11件		3,678				
実施結果 (22年度実績、どうなったのか)	平成23年4月1日現在で防犯灯7,719基の維持管理。及び新設工事等184件、修繕99件、低圧電気引下6件の事業を行った。							

(4) Check【検証】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	最終目標	推移
評価指標	活動 電気料金を支払っている防犯灯総数 単位:本	7,691	7,719	7,734	7,749	7,764		
	コスト 事業費合計/防犯灯総数 単位:円	4,105	3,992	4,150	4,147	4,145		
	成果 電気料金負担率 単位:%	100	100	100	100	100		
総合評価	3:高い(良くなった) 2:普通(変わらない) 1:低い(好ましくない)	実施事業評価	達成度	効率性	成果	評価結果 		
		継続性評価	目的・対象・手段の妥当性	緊急性・必要性				
	3	3	3					
	2	3						

(5) Action【改善】

改善・改革	今後の方向性	<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 縮小等による見直し <input type="checkbox"/> 効率化等による見直し <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 充実 都市化への進展、市民生活24時間化等に伴い、犯罪の増加が懸念されることから、地域住民の安全確保に対する要望は増大することが予想されるが、要望箇所における現場確認作業を引き続き実施し、防犯灯設置要綱に基づき、適切な設置及び維持管理を行う。
	方向性の理由	予算の範囲内で市全体において公平性を保てるように設置していく。
	改革プラン	引き続き防犯灯設置要綱に基づき適切に防犯灯の設置を行うとともに、電気料金減額に向けての検討を行う。

(6) Reference【参考】

参考	比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	城陽市 ; 電気料金は100%市負担。設置基準は照度1ルクス以下。 京田辺市; 電気料金は100%市負担。設置基準は概ね25m以上。
	特記事項 (根拠法令・事業の沿革など)	木津川市防犯灯設置要綱

事業概要資料

事業名：道路照明灯整備事業（防犯灯）

担当課：総務課（危機管理室）

この事業の目的は

防犯灯を電柱に設置し夜間の街を明るくすることにより、犯罪を未然に防止し、市民の方々が安心・安全に生活して頂く事を目的としています。

この事業は、いつ、どこで、何を、誰にしていますか？

（補助金を出している場合は、相手はどんなことをしている団体ですか？）

- ・ 現在、市内に設置している防犯灯は全部で7,719基です。この防犯灯の電気代や器具交換などの維持管理を市で行っています。ただし、電球切れの場合の交換費用については、基本的に地元地域でご負担していただいています。
- ・ 地元地域から新設、移設などの要望があった場合は、複数の職員で現地確認を行ったうえ、木津川市防犯灯設置要綱により新設、移設等を行っています。
- ・ 器具の交換や集落間にある防犯灯の球交換については、できるだけ早く契約業者に依頼をして早期の復旧に心がけています。

事業の結果はどうでしたか？

平成22年度では、新設15件、移設8件、球交換110件、器具交換38件等の事業を行っており、市民の方々の安心・安全に繋がっていると考えています。

その他

平成23年度単価

新 設	20,585円
器具交換	20,186円
球 交 換	3,187円

予算を何に使っていますか？（平成22年度決算額）

内 容	金 額(千円)	備 考
光 熱 水 費	21,304	12か月分の電気料金（7,719基分）
修 繕 料	914	修繕99件
手 数 料	40	低圧電気引下手数料6件
工事請負費	3,678	新設15件、移設8件、撤去1件、復旧1件、球交換110件、器具交換38件、その他11件
合 計	25,936	

説明資料

道路照明灯整備事業〔防犯灯〕

1	防犯灯設置要綱	<p>別紙1のとおり</p> <p>【定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯の仕様は20W以下の蛍光灯1灯のもの。 <p>【基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所が公道で行き止まりでないこと。 ・直線距離が50m以上。集落間は100m。 ・設置場所に電柱など供架することができること。 <p>【費用負担】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設、移設、形体変更、休止、廃止は市が負担。 ・電気料金、器具交換、修繕は市が負担。 ・球交換費用は地元地域が負担。 ・集落間の球交換費用は市が負担。 																				
2	要綱の見直し経過	<p>平成19年3月12日要綱制定</p> <p>平成20年3月28日要綱改正（電気料金を市がすべて負担に統一）</p> <p>平成22年4月1日要綱改正（設置基準の見直し）</p>																				
3	合併前3町の防犯灯に関する取扱い状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>旧木津町</th> <th>旧山城町</th> <th>旧加茂町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防犯灯の距離</td> <td>特に定めていない</td> <td>特に定めていない</td> <td>電柱1本飛ばし (約50m) 集落間は100m</td> </tr> <tr> <td>電気料金</td> <td>全額地元負担 年度末に2分の1を補助</td> <td>全額町負担</td> <td>全額地元負担</td> </tr> <tr> <td>新設、器具交換等</td> <td>全額町負担</td> <td>全額町負担</td> <td>全額町負担</td> </tr> <tr> <td>球交換費用</td> <td>地元負担 集落間は町負担</td> <td>地元負担 集落間は町負担</td> <td>地元負担 集落間は町負担</td> </tr> </tbody> </table>		旧木津町	旧山城町	旧加茂町	防犯灯の距離	特に定めていない	特に定めていない	電柱1本飛ばし (約50m) 集落間は100m	電気料金	全額地元負担 年度末に2分の1を補助	全額町負担	全額地元負担	新設、器具交換等	全額町負担	全額町負担	全額町負担	球交換費用	地元負担 集落間は町負担	地元負担 集落間は町負担	地元負担 集落間は町負担
	旧木津町	旧山城町	旧加茂町																			
防犯灯の距離	特に定めていない	特に定めていない	電柱1本飛ばし (約50m) 集落間は100m																			
電気料金	全額地元負担 年度末に2分の1を補助	全額町負担	全額地元負担																			
新設、器具交換等	全額町負担	全額町負担	全額町負担																			
球交換費用	地元負担 集落間は町負担	地元負担 集落間は町負担	地元負担 集落間は町負担																			
4	京都府内14市の防犯灯取扱状況	別紙2のとおり																				
5	経費等	<p>【設置基数】 7,719基</p> <p>【平成23年度単価】</p> <p>新設 20,585円 器具交換 20,186円</p> <p>球交換 3,187円</p>																				
6	今後の防犯灯仕様に関する考え方	LED灯の導入については現在検討中。																				

木津川市防犯灯設置要綱

平成 19 年 3 月 12 日告示第 71 号

改正

平成 20 年 3 月 28 日告示第 23 号

平成 22 年 4 月 1 日告示第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、夜間等における交通事故及び犯罪の発生を防止するため、自治会その他公的団体（以下「自治会等」という。）の代表者（以下「自治会長等」という。）の申請に基づいて市が設置する防犯灯の設置基準及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において「防犯灯」とは、夜間における道路歩行中の事故、犯罪等を未然に防止するための夜間照明灯であって、原則として市が指定する 20 ワット以下の蛍光ランプ 1 灯のものをいう。

(設置申請)

第 3 条 防犯灯の新設、移設、形体の変更、休止又は廃止を申請することができる者は、自治会長等とする。

2 自治会長等は、防犯灯の新設を申請しようとするときは、防犯灯設置申請書（別記様式第 1 号）に防犯灯設置同意書（別記様式第 2 号）その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、同時に 2 以上の防犯灯の設置を申請しようとするときは、当該防犯灯の設置に係る優先順位を明らかにしなければならない。

3 自治会長等は、既設の防犯灯の移設、形体の変更、休止又は廃止を申請しようとするときは、あらかじめ防犯灯変更等申請書（別記様式第 3 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(設置基準)

第 4 条 防犯灯の設置は、防犯上特に必要であり、かつ、次に掲げる基準のすべてに適合するものでなければならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 設置する防犯灯が、道路交通照明灯（道路管理者が設置する水銀灯等をいう。）又は個人の家の門灯に該当しないものであること。
- (2) 防犯灯を設置する場所が、公道であり、行き止まりでない道路であること。
- (3) 設置する防犯灯から最も近い既設の防犯灯までの直線距離がおおむね 50 メートル以上（集落間は 100 メートル）あり、その間に防犯灯に類する照明器具がないこと。ただし、見通しの悪い箇所にあつてはこの限りではない。
- (4) 防犯灯を設置する場所から半径 15 メートル以内の関係者の同意が得られること。
- (5) 防犯灯を設置する場所に、既設の電柱若しくはこれに類するものがあつて供架することができること又は当該防犯灯用の柱を建てることのできる事。

(設置の決定等)

第 5 条 市長は、第 3 条第 2 項又は第 3 項の申請を受けたときは、これを審査し、現地調査の結果に基づいて防犯灯の新設、移設、形体の変更、休止又は廃止の適否を決定する。

(費用の負担)

第6条 防犯灯の設置及び維持管理等に係る負担区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯灯の新設、移設、形体の変更、休止又は廃止（この告示に基づく手続を経たものに限る。）に要する経費は、市が全額負担する。
- (2) 防犯灯の蛍光ランプの交換に要する費用は、当該防犯灯の設置を申請した自治会長等又はその属する自治会等が全額負担する。
- (3) 防犯灯に係る電気料金及び器具交換等の修繕に要する経費は、市が全額負担する。

(移管の禁止)

第7条 自治会、個人、その他の団体等が自ら設置した防犯灯については、原則として市に移管することはない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年3月12日から施行する。

(適用)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から平成19年3月31日までの間、合併前の木津町及び加茂町の区域における防犯灯については、この告示の規定は適用しない。

(経過措置)

- 3 第6条第3号の規定にかかわらず、平成20年度分までの防犯灯に係る電気料金については、なお合併前の山城町街頭設置要綱（平成11年山城町告示第24号。以下「合併前の告示」という。）の例による。
- 4 施行日の前日までに、合併前の告示の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年3月28日告示第23号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 第6条の改正規定は、口座振替による支払自治会等については平成20年4月振替分から適用するものとし、その他の自治会等については同年4月請求分から適用するものとする。

附 則（平成22年4月1日告示第53号）

この告示は、公布の日から施行する。

京都府内 14 市の防犯灯取扱状況

	条例・内規等の有無	設置基準はあるのか (50m以上・何ルクス等)	防犯灯の仕様は (20W蛍光灯等)	維持管理の費用負担は (電気代・球交換・器具交換)
京都市	なし	何m以上という規定はなし。 現状を確認し必要であれば設置。	20W蛍光灯。最近では32W蛍光灯に変更。	すべて市負担。
亀岡市	内規有	50m～60mの間隔で設置。	20W蛍光灯。	維持管理経費は地元負担。ただし、電気料金は2/3が市補助。
向日市	要綱有	現状を確認したうえで、30～40mの間隔で設置。	20W蛍光灯。	すべて市負担。
長岡京市	要綱有	おおむね30m以上の間隔で設置。照度は5ルクス以下。	20W蛍光灯。	すべて市負担。
南丹市	要綱有	25m以上の間隔で設置。 電柱1本とばし。	20W蛍光灯。	すべて地元負担。
宇治市	なし	月2回パトロール実施。必要箇所を発見した場合、地元自治会の了解を得られれば設置。地元要望の場合も対応。	基本20W蛍光灯。状況に応じて、32W、45W等に対応。	すべて市負担。
城陽市	なし	現場確認を行い必要があれば設置(不特定多数が利用される箇所) 照度は1ルクス以下。	住宅地20W蛍光灯。主要道路は40W蛍光灯または水銀灯。	すべて市負担。
八幡市	なし	おおむね35m以上の間隔で設置。	住宅地20W蛍光灯。 主要道路は40W蛍光灯または水銀灯。	すべて市負担。
京田辺市	なし	現場確認を行い必要があれば設置。	40W以下蛍光灯。	維持管理経費及びポール設置は地元負担。ただし、電気代は全額補助。
宮津市	なし	25m～30mの間隔で設置。	20W蛍光灯。	電気代・球交換・ポール設置は地元負担。器具交換は市負担。
京丹後市	要綱有	現場確認を行い必要があれば設置。	20W蛍光灯他。	すべての維持管理経費は地元負担。なお、集落間は市負担。また、防犯灯は新設時は100%市補助。
舞鶴市	要領作成中	基本60m以上の間隔で設置。	20W蛍光灯。	すべて地元負担。
綾部市	要綱有	現場確認を行い必要があれば設置。	20W蛍光灯他。	新設及び経年劣化による器具交換は市補助。 (電源を確保できる柱は1基に対し、3,000円。電源を確保できない柱は1基に対し、8,000円。ポール建柱の場合は15,000円。器具交換は、3,000円)。器具交換以外の維持管理経費は地元負担。
福知山市	要領有	市道のみ設置。現況を確認し必要と判断すれば設置。	22W蛍光灯。	すべて地元負担。

メ モ

木津川市

メ モ

木津川市